

議事日程(第2号)

令和7年12月16日 午前9時30分開議

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第40号 令和7年度国富町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第3 議案第41号 令和7年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 議案第42号 令和7年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 議案第43号 令和7年度国富町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第6 議案第44号 令和7年度国富町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第7 議案第45号 令和7年度国富町下水道事業会計補正予算(第1号)について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 議案第40号 令和7年度国富町一般会計補正予算(第3号)について
- 日程第3 議案第41号 令和7年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第4 議案第42号 令和7年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 議案第43号 令和7年度国富町介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第6 議案第44号 令和7年度国富町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 日程第7 議案第45号 令和7年度国富町下水道事業会計補正予算(第1号)について
-

出席議員(13名)

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 井戸川紀代子君 | 2番 郡 一覚君 |
| 3番 竹田 貫紀君 | 4番 石山 和真君 |
| 5番 中村 繁樹君 | 6番 日高 英敏君 |
| 7番 山内 千秋君 | 8番 武田 幹夫君 |

9番 渡邊 静男君

10番 河野 憲次君

11番 谷口 勝君

12番 近藤 智子君

13番 穂寄 満弘君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 横山 寿彦君

主幹兼議事調査係長 日高 雄二君

説明のため出席した者の職氏名

町長	日高 利夫君	副町長	横山 秀樹君
教育長	荒木 幸一君	総務課長	坂本 透君
総合戦略課長補佐	鳥原 秀紀君	財政課長	境田 伸一君
税務課長	長友正登志君	町民生活課長	前田 耕作君
福祉課長	津留 慎義君	保健介護課長	横山 香代君
農林振興課長	春元賢一郎君	農地整備課長	長友 寿隆君
都市建設課長	木下 輝彦君	上下水道課長	佐藤 利明君
会計管理者兼会計課長			日高 佑二君
教育総務課長	三好 秀敏君	社会教育課長	桑畑 武美君
学校給食共同調理場所長			尾上 光君
監査委員	山口 孝君		

午前9時30分開議

○議長（穂寄 満弘君） おはようございます。傍聴席には早朝よりおいでいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は一般質問からとなっております。議員におかれましては、政策の提言や疑問点につきまして、納得のいくまで質問を繰り返していただきたいと思います。執行部におかれては、対応方よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は13名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（穂寄 満弘君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、質問通告がなされておりますので、順次これを許します。

最初に、郡一覚君の一般質問を許します。郡一覚君。

○議員（2番 郡 一覚君） おはようございます。楽しく・優しく・新しくをモットーにしております郡一覚です。議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問を行います。

初めに、傍聴席の皆様、そして、町長をはじめ執行部の皆様には、日頃より町政運営へのご理解とご協力をいただいておりますことに、敬意を表すとともに、日々議員として取り組ませていただいております。

さて、私は約2か月前の政務研修において、国会議事堂を訪れ、衆議院での首班指名選挙に立ち会う機会を得ました。高市早苗総理が第104代内閣総理大臣に指名される、その歴史的な瞬間を国会の場で目の当たりにできたことは、非常に感慨深い経験でした。

その後も、総理官邸を中心に政策の検討や各方面との協議が次々と進められており、国政の動きの速さを強く実感しております。

また、世論調査でも、内閣支持が高い水準で報じられ、政治への関心が広がっていく様子も見受けられます。

何より印象的なのは、閣僚の皆さんが、それぞれの持ち場で生き生きと働いておられることです。それが我々国民の期待や安心感にもつながっているのだと思います。

国富町でも、日高町長体制となり1年を迎えました。1年という節目は、体制づくりとしては一区切りがつく時期でもあります。ここから先は、町民の皆様が日々の暮らしの中で変わってきたと手触りで感じられる取組へ、より一段ギアを上げて進めていただきたいと考えております。そのためにも、役場内の皆様が力を発揮しやすい環境づくりを土台として、町民の皆様の実感につながる政策が着実に形になるよう、町長にはリーダーシップを大いに発揮していただきたいと思っております。

本日は、その観点から、通告に基づき質問をさせていただきます。明確で前向きな答弁をお願いいたします。

では、まず初めに、庁内におけるAI活用の推進と今後の体制整備についてお伺いします。

国富町の庁内においても、高齢化の進行や人口減少に伴い、限られた職員数で多様な行政ニーズに 대응していかなければならないという現実があります。

住民票や税、福祉、子育て支援など、日々の行政サービスを安定して提供し続けるためには、職員一人一人の努力だけに頼るのではなく、業務そのものの進め方を見直し、効率化や標準化を図ることが避けられない時代になっています。

その際に、今後の大きな役割を果たし得るのが、生成AIをはじめとした各種AI技術であり、もはや使うか使わないかを検討する段階から、どのように安全かつ効果的に活用していくかを考える段階に入っていると受け止めています。

先日の宮日新聞でも取り上げられたように、政府は国民の8割をAI利用率として掲げています。国全体でも、行政文書の作成支援や問合せ対応、内部事務の自動化などAIを活用した取組が既に各自治体で始まっており、業務時間の削減やミスの軽減、住民への回答スピードの向上といった成果が報告されています。こうした動きは単に職員の負担を軽くするためだけではなく、限られた人員でも住民サービスの質を落とさず、むしろ向上させていくための重要な手段であると考えます。

一方で、AIの活用には、情報セキュリティや個人情報保護への配慮が欠かせず、操作や判断を誤れば、かえって住民の信頼を損ねかねないという側面もあります。そのため、場当たりの導入ではなく、庁内のルールづくりや研修体制を整えた上で、慎重かつ段階的に進めていくことが求められます。

国富町では、現在のところ本格的な導入にはまだ至っていないとの認識ですが、現状把握を進めるための一環として、先日、国富町役場の職員を対象にしたアンケートにより、AIの利用状況や意識についてご協力をいただきました。その結果、AIに対して一定の期待を持つ関心を持つ職員がいる一方で、操作に自信がない、情報漏えいが心配、何から使い始めればよいか分からないといった不安や戸惑いが少なからず存在することも見えています。

こうした課題を明確にしたまま、対策を講じない状態が続けば、仮に将来的にAIを導入する段階になった際、職員間の習熟度の差や業務負担の偏りが一気に表面化し、行政運営そのものに支障を来すおそれがあります。現時点でも、操作不安やスキル差、研修不足が顕在化している以上、導入前の段階から整理すべき課題として看過できない状況であると考えています。

ここで、なぜ一町議員として、庁内の業務効率や働き方に踏み込んだ質問を行うのかという点についても触れておきたいと思います。

行政の内部の話に見えるかもしれませんが、その業務に関わる人件費やシステム費用は、全て町民からお預かりした大切な税金から賄われています。職員が煩雑な事務に長時間を費やしているのであれば、その分、町民と向き合う時間や新たに施策を考える余裕が削られているということでもあります。

AIを適切に活用し、事務の効率化や標準化を進めることは、職員がより住民に向き合う仕事に力を注げる環境をつくることであり、結果として町民サービスの向上や財源の有効活用につながると思っています。だからこそ、私たち町議会議員としても、行政内部の働き方や業務プロセスに目を向け、将来を見据えた体制整備について議論していく必要があると考えています。

さらに、他自治体では、A I やデジタル化を専門的に推進する部署を設けたり、庁内横断のプロジェクトチームを立ち上げたりすることで、試行錯誤を繰り返しながら効果的な活用方法を探っている例も見られます。

国富町においても、今後A I の活用を進めていくのであれば、単にツールを導入するだけでなく、組織的な方針やルールを整理し、誰もが安心して使えるようにするための研修や相談体制、デジタル人材を育成していく仕組みが欠かせないと考えます。その上で町として将来的にどのようなデジタル行政の姿を目指し、A I をどの位置づけで活用していこうとしているのかを確認したいと思います。

以上を踏まえ、A I の活用を町としてどの程度重視し、今後の行政運営にどのように位置づけていくのか、また、この活用推進に必要な組織体制や人材育成についてどのように捉えておられるのか、この点について、町長の見解を伺います。

では、次に、法華嶽公園グラススキー場周辺の活用方針についてお伺いいたします。

法華嶽公園は、本町を代表する自然豊かな観光交流拠点であり、長年にわたり町民の憩いの場、また、町外からの来訪者を迎える場所として整備されてきました。その中でもグラススキー場は、整備当初より特徴ある施設として活用されてきた経緯があります。

一方で、近年の利用状況を見ますと、競技性の高い利用や一部イベントを中心とした限定的な活用にとどまり、必ずしも幅広い町民層や家族連れ、観光客が日常的に訪れて楽しめる空間になっているとは言い切れない状況ではないかと感じております。

また、維持管理や老朽化への対応といった課題も、今後顕在化してくることが想像されます。

ここで一つ、町のアイデンティティーの観点からも提案としてお伺いしたい点があります。

国富町の町の花はコスモスです。東九州自動車道の国富インターチェンジの看板をはじめ、町内の道路案内や各種広報物など町とコスモスのつながりは、イメージでは町民であれば誰もが一度は目にし、感じているものだと思います。

しかし、町外の方から、国富町でコスモスがきれいに見られる場所はどこですかと尋ねられたとき、町民ですらはっきりと1か所思い浮かべられる箇所があるかということ、現状では難しいのではないのでしょうか。国富町、コスモスで検索すると出てくるのはドラッグストアです。やはり道路沿いや田んぼを活用した畑あるいは個人レベルでの取組が、点在している状況にとどまっているように見受けられます。

もし、法華嶽公園、とりわけグラススキー場の斜面が国富町のコスモスの名所として育っていくならば、町の花という物語性がそのまま強い発信力になります。今の時代は、SNSをはじめ情報発信の競争が激しい中で、分かりやすい看板があることは大きな強みです。地の利を生かしつつ、国富町ならではの独自の観光地へと発展し得ると考えます。

また、秋のコスモスに加えて、春は菜の花やシバザクラ、夏はヒマワリなど季節を通して斜面を活用できれば、休日だけでなく平日にも一定の集客が見込める可能性があります。

花は見るだけで気分が明るくなり、家族連れも高齢の方も、写真目的の若い世代も来やすい、言わば誰でも入りやすい観光の入り口になり得ると思います。

加えて、現状のように広い斜面を年間を通して芝生として維持する場合、刈り込みや補修、管理に加える手間と費用は決して小さくないと想像されます。管理の負担を前提にしつつ、そのコストに見合う来訪の理由をつくるという視点が、今後、一層重要になると考えます。

そして、斜面を花畑として整備する場合、楽しみ方にも独自性が出せます。想像してみてください。斜面の下から見上げる一面の花、さらに既存のリフトを活用して上から見下ろす眺望は、平地の花畑とは違う立体的な花の景色になり、法華嶽公園ならではの体験価値になると思います。

さらに、こうした花のシーズンに併せて、例えば国富花祭りの開催、マルシェやキッチンカーの誘致、フォト企画などを組み合わせることで、交流人口の増加に加え、収入面でも工夫ができるのではないのでしょうか。

また、イベント時の駐車場の期間限定有料化など部分的な収入にとどまらず、観光としての循環を生む仕組みづくりに発展させる余地があると考えます。

もちろん、現状では、グラススキー場の利用促進や中止改善に向けた取組、さらには国際大会への対応といった重要な視点があることも承知しております。その上で短期的な対応を並行しながら中長期的にどのような将来像を描いていくのか、町としての方向性を整理していくことが必要ではないのでしょうか。

そこで、法華嶽公園グラススキー場について、現状の活用を踏まえつつ、町民も楽しみ、町外から来訪者増加にもつながるような新たな活用や再整備の可能性について、町として検討していく意思があるのか、町長の見解をお伺いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（穂寄 満弘君） 答弁を求めます。町長。

○町長（日高 利夫君） 改めまして皆さん、おはようございます。

それでは、郡議員のご質問にお答えいたします。

まず、生成A I活用についてであります。

生成A I等を活用することによりましては、日常業務の反復作業や定型的な事務作業を自動化し支援することで、職員の処理や作業時間の削減により業務効率を高めることができます。活用事例といたしましては、挨拶文や、それから企画書の作成とか、議事録の要約などがあります。いずれも作成時間の短縮を図ることができるため、より高度で創造的な業務や住民対応に集中することができ、仕事の質を高めることもつながると思います。

また、限られた職員により、より多くの業務をこなせる体制を構築できるため、人材不足とか、働き方改革の対応としても有効な手段であると思います。これらのことからA I活用は、今後の自治体には必要不可欠なものと考えております。

さらに、体制の整備方針といたしましては、デジタル化の推進のための人材育成を行うほか、専門部署の設置などについても、今後はしっかりと検討していきたいと思っております。

次に、グラススキー場周辺の活用についてであります。

法華嶽公園は、町民が気軽に利用できる憩いの場として昭和55年に整備が始まり、45年が経過をしております。公園では、グラススキーやテニス、パターゴルフなどのスポーツを中心に、夏場のじゃぶんこ広場やキャンプ場、釈迦岳の登山など、自然を満喫できる立体型の公園として多くの方に親しまれております。

その中でグラススキー場は、オープン当初の利用者が1万人を超えるほどの大変なにぎわいの時期も見せておりましたが、平成5年度に1万人を下回ると徐々に減り続け、平成20年度には1,000人を下回る利用者数となり、平成23年度には使用料金の引下げや営業形態の見直しを行っております。

ただし、令和4年度から法華嶽公園のイベント実施やメディア等による情報発信を行ったところ、これは徐々に利用者数が増加傾向となり、令和5年度と6年度決算では、平成21年度以来となる200万円を超える収入実績となっております。

また、令和6年度にはグラススキー全日本選手権が開催され、さらには現在調整中ではありませんが、令和8年度にグラススキージュニア世界選手権を、そして翌年の令和9年度には世界選手権を開催したいという要望を受けているところであります。

芝のゲレンデとしては、国内外から非常に高い評価をいただいている法華嶽公園のグラススキー場であります。現時点におきましては、今後、この2年間の世界大会の誘致に向けて全力で取り組み、その後の状況を見てグラススキー場の再整備等については検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 補足答弁はありますか。

郡議員、続けてください。郡議員。

○議員（2番 郡 一覚君） それでは、まず初めに、現在の庁内におけるA I導入の実態やデジタル化の進捗に対する庁内の認識についてお伺いいたします。

今回、この点を改めて確認させていただく背景として、本町が限られた職員体制の下で、多様で複雑化する町政需要に対応していかなければならないという現状があります。限られた人数で、住民票や税、福祉、子育てなど幅広い行政サービスを維持・向上させていくためには、職員一人

一人の努力だけではなく、日常業務そのものの見直しやデジタル技術に活用した効率化が避けて通れない段階に来ていると感じています。

その際に、生成AIをはじめとしたAI技術やペーパーレス、オンライン化などのデジタル化は、重要な手段の一つになり得ると考えています。

壇上でもお伝えしたように、国においてもデジタル庁の設置や自治体DXの促進、デジタル田園都市国家構想などを通じて、行政手続のオンライン化や自治体における業務の標準化・効率化を進める方針が示されています。

全国の自治体では、こうした流れを踏まえ、文書作成や問合せ対応、内部事務の一部をデジタル化、自動化することで、職員の残業時間の縮減や住民へのサービス提供のスピード向上を図ろうとする動きが広がっています。本町においても今後の行政運営を考える上で、こうした外部環境の変化を踏まえた対応が求められていると受け止めています。

そのため、最初の1問として、今、国富町の庁内で、AIやデジタル化についてどのような取組が行われているのか、そして、その進捗について、町としてどのように捉えておられるのかを確認させていただきたいと思います。

これら今後のAI活用の方針や体制整備、人材育成など議論していく上で前提となる部分であり、町としての現状認識を伺うものです。

以上を踏まえ、現在のAI導入の実態とデジタル化の進捗について、町としてどのように認識しておられるのかをお答えください。

○議長（穂寄 満弘君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本 透君） 本町におけるAI導入とデジタル化の進捗についてお答えします。

AI活用の実態についてですけれども、現時点では一部の取組にとどまっているところです。具体的には窓口へのAIさくらさんの設置、またチャットChatGPTなどの支援アプリを職員が個人的にダウンロードしまして、行政文書や挨拶文の作成、資料作成などに活用している状況です。

次に、デジタル化の進捗状況です。これまでに戸籍や税務などの基幹系システムの標準化、共通化に向けました整備を進めているほか、オンライン申請の導入など行政手続のデジタル化を段階的に推進しておるところです。これらの取組につきましては、人材確保が難しい状況でも行政サービスの質を維持しまして、住民がよりアクセスしやすい行政を実現するための重要な手段と認識をしているところです。

ただ一方で、デジタルに不慣れな方への支援、それからAIの精度向上、情報セキュリティー確保など解決すべき課題もあると考えております。

町としましては、住民の理解と利用を促しながら実効性のあるデジタル化を着実に進め、誰も

が安心して利用できる行政サービスの構築を目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（穂寄 満弘君） 郡議員。

○議員（2番 郡 一覚君） 現在のA I 導入やデジタル化の進捗についてお答えいただき、ありがとうございました。

今のお話からも、国富町としても一定のデジタル化の取組は進めていただいているとお受け止めしました。一方で、行政需要の多様化や業務の複雑化が進む中で、まだ十分とは言えない部分も残っているのではないかという印象も持っております。

特に、A I 関連の分野は技術の進歩が非常に早く、もう少し様子を見てから便利さが分かってから使い始めようとしているうちに、あっという間に理解が追いつかなくなったり、使い方が分からないまま取り残されてしまう危険性もある分野だと感じています。

だからこそ、いつか必要になったら考えるという受け身の姿勢ではなく、現時点での取組や環境が十分とは言えない部分があるのであれば、それを客観的に認めた上で、どこから整えていくのかを検討していくことが重要だと考えています。その意味で、今の段階で庁内の実情や職員の意識を把握していくことは、今後のA I 活用やデジタル化を進める上で欠かせない基礎作業だと思っております。

そこで、先日、役場の職員の皆様のご協力をいただき、庁内における生成A I の利用状況、関心の度合い、そして不安に感じている点などについてアンケートを実施させていただきました。

内容としては、現在どの程度生成A I を業務で活用しているか、A I に対してどのようなイメージを持っているか、活用を進める上で不安や課題に感じていることは何かといった項目を中心に、職員一人一人の率直な声を伺うものです。

これは、A I 導入を前提に何かを決めるというよりも、まずは、庁内の現状と温度感を把握し、今後の方向性を検討するための基礎資料として必要だと考え実施したものです。

そこでお伺いします。今回の職員アンケートの結果から見えてきたA I 活用やデジタル化に対する職員の意識や期待、不安などについて、町としてどのように受け止めておられるのか。また、その点について、庁内の見解をお聞かせください。

○議長（穂寄 満弘君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本 透君） アンケートには職員の約3分の1が回答しております。係長以上28人、11年以上の勤務者が11人、10年未満の勤務者が15人ということで、年齢的にもバランスの取れたデータではないかと思っております。

データのほう見せていただきますと、A I について認知度や活用への期待は高いものがありますが、実際には活用しているのは半数程度となっているようです。興味はありますけれど

も、定期的な活用に至っていない職員が一定数いることが分かりました。

この使っていない方の使わない理由といたしまして、操作が難しそうだから、それから研修や指導がなく不安だから、正確性に不安があるからといったものが多いようです。

また、改善できそうな課題では、文書作成、会議や議事録のまとめ、情報収集、制度の内容の理解や要約、このように全職員に関わるものであることが分かります。

今後、A I活用を全庁的に取り組む際には、職員全員のA Iに関する研修や分かりやすい操作マニュアルの作成の必要性を強く感じました。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 郡議員。

○議員（2番 郡 一覚君） 職員アンケートの結果について、お答えいただきありがとうございます。ありがとうございました。

また、アンケートにご協力いただいた各職員の皆様にも感謝申し上げます。

ただいまのご説明からも、庁内において生成A Iをはじめとしたデジタル技術に対して、一定の関心と前向きな姿勢があることがよく分かりました。特に、研修への参加意識が高いという点は、職員の皆様が正しく学び、安心して活用できるのであれば、業務の質の向上や負担軽減のために前向きに使ってみたいと考えている表れであり、今後の取組を進める上で大きな強みになる部分だと感じています。

そこでお伺いいたします。今後、国富町としてA I活用を進めていくに当たり、他の自治体におけるA I活用の動向や導入効果、課題などについて、現在どのように情報収集、把握されているのか。

また、そうした先行事例を今後、本町の取組にどのように生かしていこうと考えておられるのか、庁内としての認識をお聞かせください。

○議長（穂寄 満弘君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本 透君） 他の自治体や先進事例の課題を把握することは大変重要なことだと考えております。全国の自治体におけるA Iチャットボットや文書作成支援の導入事例、それから業務効率化の効果、運用上の留意点など専門団体がまとめました調査報告や先行自治体の公開資料などを確認しながら、実践例の把握に努めていきたいと思っております。

また、A I活用の成果につきましては、問合せ対応の省力化、職員の作業時間削減、住民サービスの迅速化といった効果が報告されておりますけれども、一方で運用ルールの整備、それから職員研修の必要性、情報セキュリティーの確保など課題面も指摘されているようであります。

今後も、他自治体の取組状況等の継続的な把握に努めてまいりたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 郡議員。

○議員（2番 郡 一覚君） 今まで3つの質問を通して、国富町役場の現状や職員の皆さんの意識、そして他自治体の動向についてお答えいただきありがとうございました。

国富町においても、今回のアンケート結果やこれまでの答弁からA I、デジタル化をうまく活用していきたいという思いは、庁内に既に存在していると感じています。一方で、どの部署が中心となって検討を進め、どのような手順や優先順位で取組を進めていくのかといった推進役と進め方の部分については、まだ明確な姿が見えにくい印象もあります。

A IやD Xのように庁内全体に関わるテーマほど、個々の部署任せな一時的なプロジェクトではなく、継続的に全体を見渡しながらか調整、支援する体制が必要になるのではないかと考えています。

そこでお伺いいたします。今後、国富町においてA I活用の推進やデジタル人材の育成を継続的に進めていくために、庁内横断で取組をリードする専門部署やプロジェクトチームの設置について、どのようにお考えでしょうか。

また、その際にどのような役割や機能を持つ体制が本庁にふさわしいとお考えかを、ぜひ町長からの見解をお聞かせください。

○議長（穂寄 満弘君） 町長。

○町長（日高 利夫君） A I化の問題については、様々なメリット、デメリット、これ今総務課長が申し上げたとおりですので、このことをまた言うつもりはありませんけれども。私たちの年代からすると、私もう69歳になりますので、デジタル化、I C T化、なかなかついていけないところもあります。

ただ、この問題は、我が国が国力を上げてI C T化、そしてD X化を推進しているという状況にあることは、これは間違いないことでありますので、我々自治体としても国の方針に従って、これはしっかりと進めていかなければならないと思っています。

私もD Xの推進ということを、非常に頭には考えているんです。国富町は、平成8年10月1日に電算化をスタートさせました。当時44市町村ありまして、国富町は尻から2番目、電算化が。国富が43番目、そして木城町が44番目だったんですね。なぜそんなに国富が遅れたかというのは、機械に頼らないで自分で考えなさいという高山町長の強い教えでありました。

ただ、時代が変遷する中で、膨大なデータをどうやって処理するかというのは非常に難しくなっている。

皆さん、議員さんたちもご存じないと思いますけど、昔は固定資産の納付書、あれを一つ一つ印鑑を押して、毎日印鑑を押して領収書とチェックをしていた、そういう時代もあったんです。そして、そういう膨大な億単位のお金を計算しなくちゃいけない。もうコンピューターの世界が

なければ、当然ついていけない状態になりまして、国富町もコンピューター化を進めたのが平成8年です。

私も、このDXについては非常に興味があります。ただ、私が今これをぜひ進めていきたいと思っている中で、一番ネックになるのは人材の確保ということになります。こういった非常に専門的な問題を今の職員が果たしてできるかといったら、多分私の考えで言うと、今それだけの能力を持っている職員はなかなかいないと思っています。

そして、そういった能力を持った人がもし仮にいたとしても、この役場の業務の中で、例えば4年、5年の間に人事異動というようなシステムの中である、この役場の機構の中では、何年かして変わってしまうような状況ではちょっと困ると、そういった難しさもあります。

ですから、人材としてはしっかり専門部署をそろえるなら、そういったスキルを持った人を長年にわたってしっかりとこのシステムを守っていけるような、そういう人材をまず確保することが先決であると思っていますので、はっきりとは言えませんが、ここ一、二年で何とかそういう人材を確保して、この新しいDX推進係というのを何とか目指していきたいと、そういう気持ちでおりますので、さらなるご指導いただきますようによろしくお願ひします。

○議長（穂寄 満弘君） 郡議員。

○議員（2番 郡 一覚君） 町長から前向きで力強いご答弁ありがとうございました。どうか今回の議論を一時的な話題で終わらせるのではなく、実際の組織づくりや人材育成、具体的な業務改善の取組へとつなげていただきたい。そのことを強くお願い申し上げまして、AIに関する質問を終わり、続いて2問目の質問に移らせていただきます。

続きまして、法華嶽公園のグラススキー場周辺の活用方針についてお尋ねします。

ではまず、法華嶽公園のグラススキー場について、直近数年の利用状況と年間の維持管理費、施設、斜面の老朽化の状況、また施設周辺の状況、今後の維持管理の見通しを可能な範囲で伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 境田財政課長。

○財政課長（境田 伸一君） それでは、近年の利用状況ということであります。

まず、近年の利用状況につきましては、決算に係る主要施策の成果説明書にて毎年報告をさせていただいておりますが、まず利用実績としまして、グラススキーは町長答弁にありましたが、令和4年度から増収傾向にあります。5年、6年度と年間200万円を超えている状況です。

テニスにつきましては、年々利用者数は減少傾向で、年間約40万円程度、パターゴルフは年間10万円程度ということになっております。

維持管理・老朽化の状況につきましては、施設ごとの維持管理費は正確には出ませんが、テニスコートは令和5年度からコート外の人工芝の張り替えを年100万円程度要している状況です。

パターゴルフ場は人工芝のほとんどが剥がれ、使用自体を検討する必要がある状況にあります。グラススキー場はリフトが令和10年度で40年を迎えますが、これは運転時間等を考慮しますと、まだ更新はもう少し先になってくるものと考えております。

今後の見通しとしましては、グラススキー場は世界選手権の開催も含め、国内外へ広く情報発信を行うことで、利用者の獲得につなげ、収支改善を図りながら、できる限り貴重な芝ゲレンデのグラススキー場として継続していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 郡議員。

○議員（2番 郡 一覚君） ただいまご答弁いただき、現状としてはグラススキー場が競技利用や特定のイベント等に中心に活用されていること、そして維持管理や施設面の課題も考えながら運営されていることが確認できました。

私は、コアな利用があること自体は大切な価値だと思っていますし、これまで支えてこられた関係者の皆さんの努力も尊重したいと考えています。

一方で、答弁内容を踏まえるほど、やはり使い方が限られているのはもったいないとも感じます。斜面という特徴は発想次第で町民も日常的に楽しめ、町外からも訪れやすい形に広げられる可能性があるからです。維持管理費をかけて面として管理しているのであれば、なおさらそのコストに見合う、来訪の理由を増やし、利用の裾野のを広げていく視点が必要だと思います。

そこで、私から一つ、こういう構想はどうでしょうかという形で提案を申し上げます。壇上でも、町の花コスモスを軸に斜面を季節の花々で彩り、下からも上からも楽しめる国富町だけの観光スポットの提案をさせていただきました。

さらには、花畑を眺めるだけで終わらず、この斜面の花畑に歩道や滑り台などの緩衝動線を整備し、花の滑り台として花畑の中をシューと滑っていくという体験型の花畑はいかがでしょうか。斜面の下から見上げる一面の花、既存リフトを活用して上から見下ろす眺望に加え、平地の花畑にはない立体的な花の景色となり、法華嶽公園ならではの魅力になります。

また、老朽化が進むパターゴルフ場については、散策型のフラワーウォーキングコースとして再生し、花と運動を組み合わせたウォーキングや健康イベントにつなげる。花のシーズンには、様々なイベントを組み合わせることで、交流人口の増加だけではなく、収入面でも循環を生む仕組みへ発展させる余地があります。イベント期間中の駐車場の有料化も、週末に頼らず、平日も一定の収入が見込めると考えます。

さらに、専門機関や関係各所と連携しつつも、中心には町民が育てていく仕組みを置きたいと考えます。花づくりの有償ボランティア制度を導入し、いろいろな特典や例えば白玉ポイントつきで種まき、草取り、管理に町民や企業、学校などが参加できる形にすれば、単なる観光だけで

はなく、みんなで育てる公園として愛着が育ちます。来訪者が増え収入の芽が生まれるのであれば、その一部を次の整備や運営に回し、単発で造りっぱなしでは終わらない形としてつながるのではないのでしょうか。

私は、こうした取組を法華嶽公園全体の魅力の向上と、町民みんなが訪れる新たな観光スポットとして法華嶽公園と一緒に育てていく、そのための具体的な検討に入っていけないかという提案です。

そこで伺います。こうしたグラススキー場の斜面花畑を軸にした複数の活用案について、町としてどのように受け止め、検討の余地があるのか、そして進め方と今後の見通しを伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 境田財政課長。

○財政課長（境田 伸一君） それでは、お答えいたします。

今後確かにリフトの更新時期が近づきまして、その時点でグラススキー場の収支改善ということも図られていないという場合には、一体的に見直す必要があると思います。当然、花畑構想も一つの案として取り入れさせていただきたいと思ひますし、検討の時期が来ましたら、それ以外でもさらなる提案やご指導をいただきますよう、お願いしたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 郡議員。

○議員（2番 郡 一覚君） 答弁ありがとうございました。現状としては、グラススキー場の利用者増に全力で取り組み、収支改善に努めていくという町の方針が示されましたので、まずはその現状をしっかり受け止めたいと思ひます。

その上でリフトの更新時期が迫っており、今後グラススキー場そのものの検討が必要となる局面が来る可能性についても言及がありました。行政として、現行の取組をどの時点で区切り、いつどのような条件で次の検討に移るのか、一定のめどを立てた上で、その時期を逃さずに判断していただきたいと思ひます。

また、その検討の際には、今回提案した内容も一つの選択肢として取り入れていただき、実現性や費用対効果、運営体制も含めた新たな新規事業計画として具体化されていることを期待いたします。

最後に、今回は第1題のA I活動、第2題の法華嶽公園活用という2題を取り上げました。分野は違いますが、どちらも限られた資源の中で町の力を最大化し、町民の暮らしの質を上げていくという点で共通していると思ひます。

A I活用は職員の皆さんの業務を軽くし、作業の効率化を図り、業務対応や企画、立案など本来力を注ぐべき仕事へ時間を振り向けるための基盤づくりです。公園活用は町の魅力を磨き、交流人口を増やし、町民の誇りや楽しみにつながる取組です。そして何より大事なものは、どちらも

単発で終わらせず、継続して改善が回る仕組みにしていくことが大事だと思います。

新たなジャンルの連携も図りながら、現場の声を丁寧に拾い、できることから段階的に進める、その積み重ねで国富町の元気アップにつなげていきましょう。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（穂寄 満弘君） これで、郡一覚議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（穂寄 満弘君） ここで暫時休憩といたします。次の開会を10時25分といたします。

午前10時14分休憩

.....

午前10時23分再開

○議長（穂寄 満弘君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、中村繁樹君の一般質問を許します。中村繁樹君。

○議員（5番 中村 繁樹君） 皆様、おはようございます。朝早くから傍聴席の皆様、ありがとうございます。早速時間がありませんので、質問に入らせていただきます。

2023年12月7日、新聞報道で高岡警察署移転計画が地元紙朝刊1面に掲載され、約2年が経過し、これまで大小6回もの住民説明が各地で開催されておりますが、住民からは西警察署の移転計画による一定の理解は得られていますが、運動公園西側への移転場所に対する近隣住民の根強い反対感は否めません。

これまで住民アンケートは行わないのかと、私は一般質問や住民説明会において何度も質問しておりますが、執行部は、警察移転を歓迎する声が多いので考えていないとの答弁であります。

令和7年8月1日発行の議会だより206号を読んだ町民の方から、議会事務局に対しまして、8月の議会だより拝見いたしました。宮崎西警察署の移転に関し、あまりにも子どもの遊び場を軽視しているように思います。検討段階という対応も既に遅いのではないかと考えています。また、スケールダウンという点も疑問だらけな回答だと思います。そもそも国富町に公園やプールが少ない中で、この確保は必須ではないでしょうか。プールに関しては、多少入場料を徴収する形にしてでも、新たに造ってあげるべきとの意見を頂いております。

また、令和7年11月1日発行の最新の議会だより207号を読まれた町民からも、匿名の方からですが、警察署移転に関する質問事項が、石山・中村両議員より提出された内容に伴う答弁について、熟慮すべき点が多々あります。将来の国富町をどう位置づけるか。古きよき伝統文化を守り、次世代に引き継ぐにはどうすべきなのか、明暗の分かれる重要な案件です。町民としては、長年親しまれている運動公園を残していただきたい。議員の皆様、町民の声を大切に受け止めるとするならば、せんだっての住民説明会での声を真摯に受け止め、議会の審議に生かしてい

ただきたく、切なる要望をいたしますとの意見が。

また、30代から40代の方からは、宮崎西警察署計画について、多くの町民から歓迎する声が聞かれたとありますが、反対する人のほうが多いように思いますと、2名の町民の方からより厳しい意見を頂いております。

また、今回の12月議会におきまして、国富町総合運動公園を守る会の方から、西警察署移転計画についての請願書も提出されております。請願書は、住民が行政に正式にお願い事をするための書面であり、議会という町的意思決定に対して、こうしてほしい、こう考えてほしいと、町民が直接声を届けるための仕組みであります。

請願という制度は、日本国憲法で保護された権利であり、議会には出された請願を必ず受理して審査しなければなりません。請願内容は、私の一般質問と同様、西警察署移転計画への是非を問うアンケートの実施であります。

私は、議案が配付されてから、請願の内容を知りましたので、今回同じ内容の質問をするかと思うかもしれませんが、質問の内容と質が違いますということをご了承いただきます。

総務厚生常任委員会に付託された請願は、委員会として結論には不採択に達しましたが、議会としての最終的な意思決定は、本議会最終日の全議員による採決で行われるものと理解しております。

今回の一般質問は、その最終判断に向けて、行政として住民意向の把握や、行政判断をどのように整理されているのかを議会全体で共有するための確認でございます。

住民の皆様は、西警察署移転計画そのものには反対ではないと私は感じております。ただ、長年親しまれてきた国富町の一等地の運動公園への西警察署移転計画には懸念があると感じております。

今回の西警察署移転計画において、事前に検討会は行われておりませんが、先月行われたスマートインターチェンジ周辺開発検討会では、予算が計上されております。同じような行政判断に対して、両方にこのような予算が計上できれば、国富町の公式LINEアカウントなどでも幅広い方々にアンケートが取れたのではないのでしょうか。後ほど総合戦略課に予算額を問うてみたいと思います。

警察署移転の当初計画では、今回の12月議会で運動公園西側の土地の売却の議案が議会に上程される予定でありましたが、町長が急ぐ必要はないとの一声で、来年3月議会まで延期となりました。私は、町長が住民アンケートを取る時間をつくる時間稼ぎをさせていただいたのではないかと察しておりますが、このようなアンケートを取ることで、日高町長は町民の声を聞いてくれる、町民に寄り添った政治姿勢を貫いていると賞賛の声が高まり、町長にとっても、役場職員にとっても、町民から絶大な信頼を得ると思っております。

また、執行部の皆様は、私が思っているアンケートの要望を勘違いしているのではないかと考えますが、私は、アンケートを取るにより賛成か反対かを定めるだけでなく、町がなぜその判断をしたのかを将来にわたって説明できるようにするための証拠づくりにもつながると私は考えます。

住民アンケートは、判断を町民に委ねるためのものではありません。判断の責任を町が引き受けるために、住民の声をきちんと記録する行為であり、そしてもう一つ、賛否が割れることを恐れるのではなく、割れる現実を把握せずに判断することこそが、行政運営として最も大きなリスクだと私は考えます。

また、これまで、私は二度にわたって西警察署移転計画についての一般質問を行っておりますが、移転場所への懸念事項を持っている多くの町民の声を代弁しているだけであり、対立するための質問を行っているではありません。よりよい判断に近づきたいだけであり、誰かを責めるための質問でもございませんし、行政を否定したいわけでもありません。同じ国富町の未来を考える立場としての問いであることを、くれぐれもご理解ください。

そこで、内閣府行政改革推進本部は、EBPM—Evidence Based Policy Making—簡単に言いますと、証拠に基づく政策立案を政策形成、行政運営、基本理念として公開、文明化されております。自治体が政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠に基づくものとするかと書かれており、内閣府がEBPMを推進しているということは、地方自治体にもEBPMの導入・推進を求めているという意味として扱われます。ただ、法的拘束力はありませんが、行政運営の全国的スタンダードとして広く広めているというのが正しい理解なのでしょうか。

また、総務省や自治体向け資料でも、EBPMは地方への推奨として扱われ、総務省の政策評価制度の解説や研修資料では、行政評価や政策立案の改善手段としてEBPMが必ず出てまいります。

また、内閣府は、EBPMを政策効果のデータ活用による検証と改善の制度と位置づけ、政策立案から評価、改善までのリサイクルを全国の行政運営の標準と定めております。この枠組みは、中央だけでなく地方公共団体にも適用可能であると示されております。

したがって、国が行政評価の基盤として示すEBPMを何ら導入せずに、住民の声を丁寧に聞かないまま重大な政策判断を進めることは、国の行政運営の標準から逸脱していると言わざるを得ません。

総務省資料の行政評価制度の定義には、行政評価制度を次のように定義しています。行政活動の必要性、有効性、効率性を客観的に検証し、行政運営の改善を図ると明記され、これを西警察署移転へひもづけてみますと、必要性のところでは、なぜ国富町でなければならないのか、現在

の警察体制ではどんな課題があり、どれほど深刻なのか、移転しない場合と比べてどんな不利益が回避できるのか。有効性では、犯罪発生件数はどれくらい減るのか、出動時間は何分短縮されるのか、住民の不安感はどれほど改善されるのか。効率性では、国富町の財政負担、その負担に対して得られる安全性、利便性、ほかの施策との比較。この3項目について、数値や比較検討の検証をもっと行うべきだと感じております。

そこで質問ですが、宮崎西警察署の移転について、警察署移転の是非を問う町民アンケートを行わない明確な理由を伺います。

次に、職員の服務に関する条例についての質問であります。7月の広報「くにとみ」において、イルミネーション設置ボランティア大募集を総合戦略課より募集を行っておりますが、参加者はゼロ人と聞いております。広報「くにとみ」の中では、必要人数が集まらなかった場合は、設置できない可能性がありますと書かれており、設置は土曜日または日曜日の午前中を予定していますとも書いてありますが、設置が行われたのは11月21日金曜日の13時15分からであり、もちろん職員は通常業務時間です。もちろん私は、イルミネーション設置は、町の活性化のために必要なかもしれませんが、そもそも住民参加型で募ったにもかかわらず、参加者がゼロ人という時点で事業の前提条件が崩れているように感じられます。それにもかかわらず、なぜ平日の職務中に強行実施を行ったのか。職員動員に切り替えるという手続が、課長の独断で判断されたとは到底思いませんが、この判断はどこで決断されたのか疑問でなりません。

イルミネーション設置が、町の魅力向上として理解し得るものですが、その作業に勤務時間中の職員を動員してまで行われております。各課に回覧された書類を見ますと、各課2名以上の参加が呼びかけられており、総勢23名の職員が動員されております。その上で、国富町の事案も、町の活性化だからいいという話で片づけるのではなく、勤務時間中の職務専念義務との整合性という観点から、しっかり検証すべきだと私は考えております。

そこで伺いますが、職員が勤務時間中にイルミネーション設置作業を行う正当性と根拠を伺います。

次に、施設整備についての質問になりますが、国内最大規模スポーツ大会である第81回国民スポーツ大会が、2027年9月26日から10月6日の11日間、また第26回全国障害者スポーツ大会が10月23日から25日の3日間、宮崎県内で開催され、本町でもフェンシングとスポーツウエルネス吹矢がアリーナくにとみで行われる予定であります。宮崎県の開催は48年ぶりで、県内各地に分散して会場が設けられており、県全体で盛り上げる形となります。もちろん地元国富町でも、このすばらしい祭典の一端を担う形になります。

アリーナくにとみが会場となるフェンシング競技は、皆様ご存じのとおり、オリンピック正式競技であります。再来年の国スポは、将来の日本代表選手、そしてオリンピックを目指す選手た

ちが集う大切な舞台であります。そのような競技を受け入れるアリーナくにとみの空調設備が未設備である現状を町としてどのように認識されているのでしょうか。適正な競技環境を確保するためには、温湿度管理が不可欠であり、選手保護や熱中症対策の観点からも、空調設備は必要と考えます。

隣町の綾町でもサッカー競技やハンドボール及び馬術競技が開催されます。せんだって、綾町のてるはドームでは、緊防債などの補助制度を活用し、約4億円を投入し、空調設備に着手することが決定しております。

同様にアリーナくにとみにおいても、国交省が行っている緊防債、防災安全交付金を利用すれば、地方債充当率100%で、元利償還金に対する交付税算入率70%であり、本町にとっての負担も軽くなります。そのほか、いろいろ調べてみますと、社会資本整備総合交付金においては、国庫負担がおおむね50%という資料も出てきます。そのほかには、環境省などが行っている熱中症対策支援制度などの補助制度や交付金を活用することにより、基本的に50%が国庫負担であり、町の実質負担を抑えながら空調設備を進めることが可能だと考えますが、これまで私を含めたくさんの議員の方々がアリーナくにとみに空調設備を設置できないかと質問されていますが、今回は最大のチャンスだと思っの質問になります。

そこで教育長に伺いますが、令和9年の国スポに向け、アリーナくにとみの熱中症対策の観点から、空調設備の整備は必須と考えます。国スポ開催に向けたアリーナくにとみの空調設備の検討状況を伺います。

以上で、壇上の質問を終わります。

○議長（穂寄 満弘君） 答弁を求めます。町長。

○町長（日高 利夫君） それでは、中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、宮崎西警察署（仮称）であります。この移転問題についてであります。

県警が移転場所を運動公園西側に決定したと報道されてから、既に2年余りがたっております。町としては、住民説明会や広報、各種の団体や組織への啓発活動等により、西警察署の移転が青少年の健全育成、お年寄りの見守り、事件事故等の抑止などの安全安心づくり、そして役場の近くに新設されることでの利便性の向上、各種の経済効果などが町の元気と安全と活性化につながると判断し、今後も、行政的判断と県との信頼関係を基に移転対策を進めていく考えであります。

一方で、現在の移転候補地は、公園という公共性の非常に高い場所であり、警察署の設置によって駐車場や子どもの遊び場を含む周辺環境、町民イベント等への影響が懸念されるとのご指摘を以前から一定数の方々からいただいておりますが、10月27日の住民説明会で、運動公園の施設再整備計画を初めてお示しし、各種の課題はあるものの、子どもたちの遊び場確保、新駐車場の設置などについても、ある程度のご理解をいただけてつあると思っております。

さらに、移転反対の声も一部の方々からは頂いておりますが、多くの皆様方からは、安全安心づくりや経済効果などにより、移転推進に肯定的な意見をたくさん頂いております。

以上の理由により、住民アンケートは予定しておりません。今後とも、国富町と宮崎県が一致協力して、行政政策として、町の未来に責任を持って移転対策を進めてまいります。

なお、移転に伴う具体的な懸念やご意見につきましては、継続して意見を聞く場を設け、誠実にこれには対応してまいります。

次に、職員の服務に関する条例についてであります。

今回のイルミネーションの設置作業は、地方自治法第1条の2第1項に定める住民福祉の増進を目的として実施をしております。町が主体となっていく観光事業、にぎわい創出事業として位置づけ、令和7年第3回定例会、令和7年度一般会計補正予算（第2号）により議会の議決を受けておりますので、正当性には何ら問題はありません。

また、その根拠規定は、地方自治法第147条で地方公共団体の統括及び代表について、同法第148条で事務の管理及び執行について、地方公共団体の長が持つ権限がそれぞれ明記されております。さらに、執行機関の組織について、同法第138条の3第2項、地方公共団体の長の所轄の下に執行機関相互の連絡を図り、全て一体として行政機能を発揮するようにしなければならないと規定されております。

これらの法令に基づきまして、イルミネーションの設置作業は、町長である私の権限の範囲内の正当な職務執行として捉えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 教育長。

○教育長（荒木 幸一君） それでは、アリーナくにとみの空調設備設置についてのご質問にお答えいたします。

このご質問につきましては、これまでも、令和6年第1回定例会で日高英敏議員から、また令和7年第1回定例会におきましても近藤智子議員からご質問をいただいております。

これまで、教育委員会では、令和9年度に開催される国スポに向け、空調設備の仮設対応を視野に検討を進めてきましたが、それと並行して常設設置はできないか、他自治体の導入事例や諸費用、工期、財源確保など、多角的な視点での検討を重ねてまいりました。

その結果、設置に係る財源確保とその後のランニングコストについて、長期的な視点から判断し、今後は空調設備は仮設ではなく、常設で整備する方向で行こうと考えております。

常設での空調整備は、町民の皆様の快適な利用はもちろんのこと、災害時の避難所機能の強化、さらには将来的な施設の利用価値を飛躍的に高め、町の未来への重要な投資となるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 補足答弁はありませんか。中村議員、続けてください。中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） 町長、教育長、丁寧な答弁ありがとうございました。

質問を続けます。町長答弁では、住民説明会や広報での説明を行ったことで、住民把握を行ったという説明がありました。アンケートを取ることは、今の判断だけでなく、将来の町長を守る資料にもなると思います。

アンケートは、負担ではなく、行政判断の信頼性を高めるための投資だと私は考えております。また、移転により安全安心、利便性向上、経済効果があると判断されたようですが、利便性向上や経済効果の数字も、本町が県警に提示した候補地でも比較検討などを行ってもよいのではないのでしょうか。例えば、県から本町に用地取得費は約2億9,000万円ですが、うち県から本町への歳入合計は約2億3,500万円であり、今後、新たな運動公園の整備費の設計や樹木撤去、土手の撤去やトイレ新設、遊具の新設や車道、駐車場を合わせた整備計画の概要予算が約2億3,700万円であり、約180万円の財源不足が見込まれます。

この整備計画の中には幼児プールは含まれておりませんので、幼児プールの移設建設費用は、実質相当額を本町が計上することになるので、もう少し慎重に考えるべきではないかと私は考えております。

そこで質問ですが、今まで行政運営について、住民から幅広い意見を聞くためのアンケートなどを行ったことはあるのかを教えてください。

○議長（穂寄 満弘君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本 透君） ただいまの質問ですけれども、平成16年2月に市町村合併問題で実施をしております。それから、八代小統廃合問題、これは平成19年1月に実施をしておりますが、ここで住民アンケートを行っております。なお、近年も各課で事業計画策定等に伴う住民意向アンケートというのは行っております。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） ありがとうございます。やはり地域の問題、今回は交通、財政負担、生活利便性に大きな影響を与える政策判断について、住民意向アンケートを行っていることが分かりました。ありがとうございます。

次の質問ですが、それでは、先月スマートインターチェンジ周辺開発検討会が行われましたが、この検討会に使われている予算額を、これは財政課長、総合戦略でしょうか、どちらかでいいですので教えてください。

○議長（穂寄 満弘君） 鳥原総合戦略課長補佐。

○総合戦略課長補佐（鳥原 秀紀君） お答えします。

令和7年度の関連予算では、検討会2回分の委員謝礼や会議時のお茶などを合わせまして36万3,000円を計上しております。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） 鳥原補佐、ありがとうございました。この検討会の予算が西警察署移転計画にもしもつけられていれば、国富町の公式LINEアカウント、現在登録者数が約4,600人おりますが、登録者の全員が町民ではないかもしれませんが、スピーディーに住民ニーズの把握を確認することができたのではないかと考えられます。

それでは次に、総務省が地方自治体に求めている行政運営の標準であり、その基本理念は、住民の視点に立ち、住民ニーズに応じた行政を行うことを示す行政評価制度をご存じでしょうか。

行政評価制度は、行政を行う事業が目的に合っているか、効果が出ているか、税金の投入に妥当性があるかなどを検証しなさいという仕組みであり、行政評価には住民ニーズの把握が必須と位置づけられておりますが、行政評価制度を本町では導入しているのかをお伺いいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本 透君） 行政評価制度につきましては、私も中身につきましては、今回の質問で調べて初めて分かったところです。本町では現在導入をしておりません。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） 国富町が発行する計画書など多数調べてみました。平成6年3月発行の第4期国富町障がい者計画、第7期国富町障がい福祉計画、第3期国富町障がい児福祉計画の中には、2、計画の進行管理の中で、「本町が行っている行政評価などの状況も参考にしながら」という文面が明記してありますが、その行政評価とは具体的にどのような制度、仕組みを指しているのかが不思議でなりません。

行政評価制度としての位置づけを示す要綱や要領は存在するのでしょうか。執行部が行政評価制度を行っていないというならば、障がい者計画の本町が行っている行政評価などという表現は何なのでしょう。住民向け計画に存在すると書いておいて、実は制度がないというのであれば、私は問題ではないかと考えます。

しかし、総務課長が答弁では、行政評価制度は本町は取り入れていないというていであるので、質問を続けます。

それでは、行政評価制度の観点から、住民ニーズの把握は必須であることから、住民アンケートを取るべきではないかと私は考えますが、そこを伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本 透君） 私なりに行政評価制度について今回調べたところです。この制度は、行政が行う政策や事務事業が住民にとって必要で効果のあるものかを検証する仕組みということで、確かに住民ニーズの把握は大前提と位置づけをされております。

制度では、住民アンケートは、住民ニーズを把握するために選択できる手段の一つであるということで、そのほかにも住民参加型会議、個人へのヒアリング、施設案の公表、意見募集等で把握することも可能になっておるようです。

西警察署移転問題に置き換えますと、本町は住民との直接対話や住民説明会、また広報紙、ホームページでの事業計画の公表、意見募集などで住民ニーズの把握を行っていると言えると考えております。

ご指摘の住民アンケートは、住民の声を広く把握できる効果的な方法ではありますが、回答率が低い、特定の関心層に回答が集中しがち、内容の詳細や深い趣旨が伝わりにくいといった欠点もあると思います。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） 坂本課長、行政評価制度について、丁寧に調べていただいた課長のその姿勢には敬意を表します。ありがとうございます。

また、住民ニーズを把握する方法には様々な手段があるという点についても、私も同じ認識であります。その上で申し上げたいのは、説明会や意見募集では、声を届けてくださった方の意見を把握するものであり、町全体としてのどのような意向がどれくらい存在するかまでの把握ができないという点であります。

行政評価制度の趣旨では、住民ニーズの把握は、住民全体の傾向や分布を客観的に確認することが基盤となされております。アンケートには確かにたくさんの課題もあると思いますが、回答方法や設問の工夫によって、説明会などでは届きにくい層の声を拾うことができます。今回のように、町の将来に大きく関わる判断においては、これまでの取組を否定するものではなく、それらを土台にしつつ、もう一歩だけ、町全体の声を確認する仕組みとしてアンケートを検討するべきではないか、その点をお伺いした趣旨でございました。

では次に、行政評価制度を行っていないということは、町として政策判断の妥当性を検証する仕組みを持ち合わせていないということになりますが、また、自治体によっては、重大な政策判断を行う際には、制度として行政評価制度がないのであれば、代わりとして住民ニーズの把握を行わなければ、政策判断の合理性が担保できないと考えます。行政評価制度がないということは、なおさら住民ニーズ把握が欠かせないはずですが、そこで行政評価を行っていない町が、住民意

向を確認せずに重大な判断を下すことは、行政運営として適切と言えるのか。執行部の見解を伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本 透君） 私たちとしましても、住民意向確認は大変重要なことだと認識しております。繰り返しになりますけども、行政としましては、説明会や日常的な相談対応、それから広報、ホームページでの意見募集などの手段を通じまして、住民の声を把握するとともに、多角的な要素を総合して判断を行っていくことが、責任ある行政運営であるというふうに考えているところです。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） 住民説明会や広報での意見募集、各種会合で直接声を聞かされてきたことは、行政として大変大切な取組であり、その積み重ねを否定するものではありません。

その上で申し上げたいのは、個別に寄せられた声と町全体としての意向とは性質が異なるという点であります。警察署移転のように、将来の町の姿を左右する判断については、参加できなかった方々の思いも含め、町全体としてどのように受け止められているかを確認できる仕組みがあれば、行政判断の確かさや町民の安心につながると私は考えております。これまでの取組を補完する形で、町全体の意向を公平に把握する方法をご検討いただければと思います。

では次に、本町では重大な行政判断に際して、どのような方法でその範囲を対象に、どの程度の精度で住民ニーズを把握したのか。また、本町が採用している住民ニーズの把握の方法は、客観性、妥当性、説明責任に十分適合すると判断されたのでしょうか。

そこで伺いますが、今回住民アンケートも取らずして、本町は住民ニーズの把握をどのような方法で行ったかというのか、具体的に教えてください。

○議長（穂寄 満弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本 透君） 用地周辺のまず住民を直接訪問いたしまして、意見をお聞きしております。また、全町民、近隣住民をはじめ区長さん等、6回の説明会開催、それから議員の皆様への説明、また、月曜トーク町長とかたってみろ会の活用、それらを通して情報を提供しまして、新たな懸念やご意見がないかを伺ってきたところです。

また、先ほど答弁いたしました方法以外にも、今年度は各種の懇談会や協議会等でも、西警察署移転に対しまして説明をしまして、移転に関する意見等を把握しているところです。

以上、お答えします。

○町長（日高 利夫君） 議長、よろしいでしょうか。追加で私も答弁をさせていただきたい。よろしいですか。

○議長（穂寄 満弘君） はい、どうぞ。

○町長（日高 利夫君） これまでの経緯につきましては、今、総務課長が申し上げたとおりでありますし、私が就任しましてから1年間、その前の1年にこの問題は表面化していたわけがあります。私も12月3日に就任させていただいて、この問題がここまでのいろいろもめているのは承知しておりませんでした。これは今までの中村議員、石山議員のご質問の中で、それぞれ適切に私は自分の気持ちを伝えてきたところであります。

今回、アンケートの必要性というようなことを相当言われておりますけれども、これは、私が先ほど最初の答弁の中でも述べましたように、私は市町村長として行政の最高責任者として、この問題は中別府町長から引き継いで、そしてなおかつ、宮崎県とともに歩調を合わせながら国富の安全安心を守っている。そういう事業であるという確信の下に、これから、中村議員が言われるように、町民の皆さんにアンケートを取ってやっていくような部類の話ではないと思ってるんです。これは私は、政治責任をかけて県と協力しながら進めていくということを公約でも掲げておるわけでありますので。さらにアンケートを取られるなら取ってください。私はやる必要はないと言ってるわけですから、そう判断してるわけですから。アンケートは何も役場が取る必要はありません。中村議員が、石山議員が、反対者の皆さんが、アンケートを取ってください。ただ、アンケートも、今総務課長が言いましたように、名前も書かなかつたら誰がどこで書いたか分からない。そういう状況であるなら、本来なら、もうここまで言われるんなら、警察署の国富町への新設を、（仮称）宮崎西警察署の設置に反対する署名運動、こういったものをぜひ集めていただきたいですね。あなた方は今まで2年間、その時間があつたわけですから、やろうと思えばそういうことは幾らでもできたはずですよ。勇退された町議会の議員の皆さんの中にも、自分の足で稼いであちこち回って、これだけ問題があるんだよという、アンケートをしたんだよ。そういう議員はたくさんおられました。あなた方は、それをやっておられるんですか。やってもらえばいいんじゃないですか。そして、本当にそのことが数字が正確に出てきて、私がこれだけ県と一緒にやって責任を持って進めていこうとしているこの問題に対して、町長、これだけ反対がいるのですよと。それが、あなたが言われてるエビデンスですよ。エビデンスは私たち行政が示すものではなくて、あなた方がこの問題に対して、これだけ反対の数があるんだということを示すこと。それがこの問題に対するエビデンスではないんですか。時間はあります。ただ、3月までですから、そう時間はありません。やろうと思えばおできになると思います。署名活動でも何でも集めていただいて、しっかりとこれだけの人間がいるから、アンケートを取るべきだという説得できるエビデンスを示してください。本当にそういう数字があるなら、私はアンケートをしますよ。やります。どうぞエビデンスをぜひ示していただきたいと思っております。

それから、警察の問題ですからね、どこに警察のその問題が、法的根拠があるのかというのを、

中村議員がいろいろ言われるから、私もちょっと、ちょこっとだけですよ、言いましたけど。皆さん、中村議員は当然、石山議員もご覧になっていると思いますけれども。警察は正式には県条例の中でも決まっていますが、大本は警察法という国家の法律の中にあります。ちょっと読ませていただいてもいいですか。

警察法の第1条です。この法律の目的第1条、この法律は、個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し、且つ、能率的にその任務を遂行するに足る警察の組織を定めることを目的とする。これは警察の職場の話ですね。

第2条です。警察の責務。警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもつてその責務とする。そしてこれは、内閣総理大臣の所轄の下に国家公安委員会が置かれ、その下に警察署ができていくということです。

これは日本国の法律の中で、警察という機構は、地域住民の安全を守るために、それぞれの県に設置をなささいという、そこから安全安心を守っていきこうという趣旨の法律ですね。今、日本が世界に冠たる安全な国家であるということは、これは皆さんもいろんなところで聞いておられると思うし、私もそう思いますよ。日本ほど安全なところはないと思ってます。その安全の一番先頭に立って住民の皆さんの安全を守っているのは警察署じゃないですか。その警察署をつくるということ、市町村の自治体を預かる最高責任者である私が、そんなものは要らないと、迷惑だと、交通渋滞が起きるから、そんなものは要りませんというようなことを市町村長として判断できますか。将来をもって誰がこの町が安全であり、安心であり続けると言えるんでしょうか。言えないから警察に来てほしいんです。そのために抑止力を持ってほしいし、未来に対して警察が責任を持ってこの地域を守ってくれる。そういう安全な安心な町をつかって、これをぜひ移住定住にも役立てていきたい。

それからまだよろしいですね。これは質問ではありません。私の全体に対する意見ですので。私は何回もこういうことを公の場で言っております。中村議員もそのことはご承知のはずですね。この前の高齢者クラブのところでもこの問題を挨拶の中で述べさせていただきました。そして、安全安心なまちづくりの大会ではいろんな町内の主立った団体の皆さんにおいでいただきました。そして、企業立地の懇談会でも中村議員一緒に同席をされておられました。私は大分言ったつもりですね。反対の声があつたら聞かせてくれと。今、町議会では、この問題を反対している議員さんもおられる。私は絶対にこの問題は県と一緒にしっかりと責任を持って、将来をもって遂行していくんだ。反対の人の気持ちが分からないでもないです。それは100%が全部うまくいくとは思ってません。周りの皆さんには迷惑をかけることもあるかもしれません。でも、そういつ

た問題は、今、学校にプールを造らないと、私は今できないと。お金もないし場所もないから、それはできないとはっきり言っております。ただ、将来に向けて造らないということは言っていない。遊具にしてもそうです。本庄小学校に何とかして遊具を広げようと、子どもたちのために。そういった5,000万円もかけて遊具を造ろうとしていますし、運動公園ができて、その子どもたちの遊び場がなくなるわけではない。ただ、言われるように、プールは今回はなくします。しかし、それよりもこの警察署が、国富町にとって、近隣の住民の皆さんの声は分かりますよ。これは分かりますけど、この国富にとって全体にとって、果たしてそれが不要だ、必要ないというような結論が出せますか。私は出せないと言ってるんです。だから、アンケートを取る必要もない。そのことは、この警察法の中において、しっかりと日本の安全を守っていく警察署ができるということは、ありがたいことじゃないですか。全ての結論はそこです。いろんな問題は片づけようとするれば、遊び場の問題も、もしかしたらプールの問題も、将来に向けて解決できる可能性があるかもしれません。しかし、警察署をここでなくすということは、一生そのことは取り返しのないことになります。日本の国を守る警察、その警察が国富町に来てくれるということは、町全体から考えたら、しっかりとしっかりとそのことを、これは相手が県ですから、民間ではありません。宮崎県の最高の行政府である宮崎県庁とこの国富町が一緒になって、責任持って町の将来を考えていこうとしているのですから、そのことに対して反対という気持ちは毛頭ありませんし、わざわざアンケートを取って、そのことが分からないような国富町の町民の皆さんでもないと思っております。それが私の最終的な答えです。もし本当にそう思われるなら、しっかりしたエビデンスを私のほうに提出をしてください。

すみません、時間いただきまして、申し訳ありませんでした。終わります。

○議員（5番 中村 繁樹君） 町長、ありがとうございます。すみません、僕、壇上でも言ったんですけど、決して僕も石山議員も反対してるわけじゃなくて、例えば警察問題が、警察法にのっとってやっているというのは分かるんですけども、来る場所を県警が自分で見つけて、そこに建てますというのであれば、多分町民の皆さんも全然反対はないと思うんですけど。今回、運動公園をある一部を利用して造るというのに対して、やはり皆さん大なり小なり、やっぱり税金を払われていて、いろんな思い入れもあるわけであって、それは町長の裁量も否定してるわけじゃないんですけど、それは総合的な判断として町長が判断すると。それは間違った意見ではありません。でも、僕が先ほどから申しているのは、別にアンケートを取って反対するかどうかじゃなくて、みんなの意見を聞いた上で進めていただければ、町長を危険にさらすことはないという判断の一つとしてやってくれませんかということで、僕は別に反対反対といって反対運動するつもりもありませんし、当初言ったように、うちは5か所指定しましたと。でも、5か所を蹴って警備がここに来ましたと。それに対して反対する会とかも、何でここなんだ、一番大事な場所な

んだらうという声を少しでも聞いてほしいという声を私は代弁してるだけであって、私は別に警察そのものを否定するものではありませんので、そこをご理解をまた解釈いただいて、私は決して反対でない。全然来ることはウエルカムなんだけど、今回、公共の施設に来るということに対しての、住民の反対する意見が多いからの声を伝えただけで、反対ということはありません。これだけ述べておきます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（穂寄 満弘君） 町長、今ので、もう今返ってきましたので、それ以上は反論になりませんので。中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） すみません、町長ありがとうございました。

先ほど課長の答弁に対しての私の答弁をまた続けさせてもらいます。町が様々な方法で住民の皆様の声聞いてこられたことは、行政として丁寧な誠実な取組だと感じております。

一方で、説明会に参加された方々の声と参加されなかった多くの声とでは、何度も言いますように性質が異なる点もあると私は考えております。不安があっても声を上げない方の判断や迷っている方も含め、町全体の意向をより丁寧に確認できる住民アンケートが加われば、これまでの取組の厚みが増し、行政判断の確かさやその住民の納得感につながるかと思っただけの質問でありました。

最後に、締めになりますけども、警察移転問題は、町にとって長い年月にわたり影響が続く重要な判断でございます。だからこそ、行政としても議会としても、町民の皆様の思いや不安を丁寧に受け止めながら、できるだけ確かな証拠をそろえて進めていくことが大切だと感じております。

私の質問は、何度も言いますように、町をよりよくしたいという気持ちからのものであります。決して反対を表立って言うものではありません。住民の皆様の声できるだけ公平に広く受け止められる仕組みが整えば、行政判断の確かさも町民の安心感もさらに深まるのではないかと考えております。

西警察署は一度決めれば後戻りはできません。だからこそ、今ここで町民の声を正しく受け取り、根拠に基づく行政運営へと転換していただくことが大事だと強く思い、本日の質問になった次第であります。その思いを伝えまして、警察移転問題についての質問を終わります。

次に、イルミネーション設置事業であります。地方自治法に基づく町長の統括権や今回のイルミネーションの事業が、住民福祉の増進を目的とした事業として議会の議決を得ている。その点についての説明はよく理解いたしました。また、町長としてイルミネーション事業が町の活性化の一つとして大切に考えておられる気持ちもよく伝わってまいりました。

私が伺いたかったのは、広報「くにとみ」7月号にイルミネーションについて、過去2年間は設置できていなかった。参加者、ボランティアが少なかったということで、2年間は設置できな

かった中で、今年は町民の皆様から設置を望む声があったというお話。そのお気持ちはよく理解できました。ただ、その上で、一つだけですね、これは町の皆さんの声も含めてなんですけども、本当に静かな気持ちで申し上げたいことがございます。今回、ボランティア募集をしても、参加がゼロ人。このゼロ人であったという事実は、町民の方々がイルミネーション設置自体を望んでいないという意味ではないにしても、少なくとも現在のやり方、広報などを使ってのやり方では、参加者を今後得られない、得られなかったということを示しているようにも感じております。

また、イルミネーションのために予算計上、補正予算、21ページに約108万円の予算が計上されているという点を考えますと、当然町として大切にすべき住民福祉の向上という町長の理念は正しいんでありますが、その住民福祉の向上という視点から見たときに、この金額を約2か月間、12月、1月、ひとときの庁舎内を明るくするだけの事業にとどまらずに、できれば、今、皆さん、町の街灯がちょっと暗いと、歩いても非常に段差が危険だという声が多々聞かれております。そこに置き換えて、暗い町内の街灯を明るいLED電球に交換していただくほうが、年間3万円とか5万円、ちょっとそれくらい、街灯交換がどれくらいかかるか分かりませんが、20基もしくは30基程度の街灯が徐々に町全体が明るくなり、より住民の生活に直接的に結びつき、役場庁舎内の事業だけではなくて、町全体を明るく照らす事業になるのではないかと考えての質問ではございました。

もちろんイルミ設置が、町の雰囲気づくりという意味で価値を持つことも否定するものではございません。ただ、2年間は協力者の減少の中で中止。今回はボランティアがゼロ人。そして、108万円の予算を投じて、結局、職員の皆さんが職務を中断してまで設置する形となったと。

この流れを振り返りますと、一度どこかで立ち止まって、この事業が町民の皆さんにとって本当に必要なのかと、街灯と比べてどうなのかという、交流も深めながら、柔らかく見直す時期に来てるのじゃないかなと私は感じております。決して私は全てのことを否定するわけでもなく、町民の声をよりよい方向への提案として、そのようにお伝えしたところでございます。

では、最後確認ですけども、広報「くにとみ」7月号には、必要人数が集まらなかった場合は設置できないのみしか書いてありませんが、その募集の文字に明記されてます、住民参加がゼロだったのに設置した。これは自ら掲げた条件を破ったということになるんじゃないでしょうか。住民参加がゼロの場合でも実施するという、事前に決定したのでしょうか。例えばゼロ人でも実施するという決裁は存在していたのでしょうか。それは現場判断でしょうか。どなたの判断だったのでしょうか。責任の所在を明確に教えてください。

○議長（穂寄 満弘君） 鳥原総合戦略課長補佐。

○総合戦略課長補佐（鳥原 秀紀君） お答えします。

イルミネーションの設置の経緯につきましては、9月議会におきまして、補正予算の採決をい

ただき、当初は町民のまちづくりへの参画を期待してボランティアを募集いたしましたが、残念ながら応募がございませんでしたので、予算計上もできていることから、実施を前提に各課職員の協力をいただいて、11月21日に設置作業を行いました。

実施方法につきましては、ボランティアの協力を想定して、土曜日か日曜日の作業を予定しておりましたが、選挙時の投開票会場の準備や町民祭時の駐車場や会場準備と同様に、平日の勤務時間中の実施を望む職員の声もありましたので、さきのおりの方法で作業を実施したものです。

このような経緯で進めてまいりましたが、ボランティア募集及び設置作業の方法について、総合戦略課所管の中で検討し、実施方法を判断して町長に報告して進めておりますので、本案件につきましては、本町の任命権者である町長にあると思われま

す。以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） 鳥原補佐、丁寧な説明いただきありがとうございます。当初は住民の皆様の参加を期待してボランティア募集をされたこと、また、職員の皆様が一致団結、協力して設置作業に取り組まれたことについては、その意図や努力はしっかり伝わってまいりました。

ただ、広報「くにとみ」には必要人数が集まらなかった場合は設置できない可能性がありますと、町として明確に記載されております。この文言は、行政が住民に示した前提条件でありまして、住民との約束でもあるわけではないでしょうか。それにもかかわらず参加者がゼロであった状況で、この条件を変更して、予算計上ができているということのみで実施に踏み切った判断については、もう少し慎重に図るべきではなかったのではないかと私は考えております。

では次に、公務として職員が従事する以上は、明確な業務基準と手続が必要だと私は考えます。住民参加がゼロで、事前前提が崩れた場合に、勤務時間中の職務を動員するという判断基準は、町としてどこかに文書規定など存在しているのか。あれば教えてください。

○議長（穂寄 満弘君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本 透君） 職員の配置や業務分担に関する権限ですけれども、地方自治法172条及び本町の定数条例などに基つきまして、任命権者である町長が保有をいたしております。日常的な人員調整につきましては、事務分掌に基づき各課長に一定の権限が委ねられているところであります。

なお、これらの法令に横断を禁止するような規定はありませんので、違法性があるものではありません。また、自治体は法令による強制ではなく、あくまで自治体の裁量で組織運営を行う権限を持っているため、必要があれば職員の配置変更や協力を町長、課長いずれかの判断で実施することが可能です。

今回のイルミネーション設置に当たり、他課から職員の応援を求めたことにつきましては、町内業務の円滑な運営を図る観点から、町長から指示を受けた所属課において適切に判断し、各課長間の調整の下で実施したものであります。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） よく分かりました。地方自治法や定数条例に基づき、町長や各課長が職員配置について一定の裁量をお持ちであるというご説明は理解いたしました。ただ、私が確認したかったのは、町としてどのような基準で判断しているかという点であります。

今回、イルミネーション事業は、広報において、必要人数が集まらなければ設置できない可能性があること示され、住民参加を前提とした事業であったと受け止めております。その前提が崩れ、参加者がゼロ人となった状況で、勤務時間中に職員を動員する判断に切り替えた際、実施・不実施を判断する基準や、その過程を示す文書があったのかを確認したいという趣旨で質問をいたしました。

町長や課長の判断が誤っていたと申し上げているわけではありません。むしろ状況が変化した場合に明確な基準や手続があれば、職員の皆さんも安心して対応でき、町民への説明を分かりやすくなると私は考えたからの質問であります。裁量が重要である一方、影響の大きい判断については、後から見ても分かる基準があることで、より信頼される行政につながると感じております。

今回のイルミネーション設置は、町長及び執行部の裁量による判断であったとご理解いたしました。今後は、この事業が本当に町民の皆様にとって意義あるものとなり、町が明るくなる取組へと発展することを期待し、次の質問へと参ります。

最後に、施設整備についての質問であります。アリーナくにとみの空調設備の検討の質問に対しまして、教育長からアリーナくにとみの空調設備を仮設ではなく常設で設置する方向に進めていただけるとの前向きな答弁をいただき、心より感謝申し上げます。町民の安全や国スポの成功に向けて、大きく前進する大変ありがたいお言葉だと受け止めております。

そこで質問ですが、アリーナくにとみの空調設備を前向きに検討するという教育長のすばらしい答弁であります。決まっていればの話にはなるんですけども、具体的に検討の開始はいつ頃か、いつ頃を想定しているのか。また、設置完了もしくは体育館が使えない時期など、もし今の時点で分かっているのか、分かればそのあたりを教えてください。

○議長（穂寄 満弘君） 桑畑社会教育課長。

○社会教育課長（桑畑 武美君） 常設のスケジュールにつきましては、令和8年12月に予定されているリハーサル大会の運営に支障を来さないこと、令和9年10月に開催される国スポ本番に間に合うこと、この2点を考慮し検討を進めております。

まず、常設整備に係る来年度予算を審議いただいた後、各種事務手続を迅速に進め、令和8年7月までに詳細設計に着手したいと考えております。また、アリーナの競技面の利用が最も制限される工事期間をリハーサル大会後の令和9年1月から設定し、国スポ本番の熱中症対策に万全を期すため、令和9年6月の完成を見込んでいるところです。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） 課長、答弁ありがとうございました。具体的にその辺まで決まっていると思っております。その答弁が前向きで、確信に私は変わりました。ありがとうございました。

それでは、今後空調設備の際には、壇上でも申しましたが、本町の実質負担を大きく抑える取組といたしまして、どの補助制度活用を想定しているのか。まだ新年度予算可決されるかどうかも分かりませんが、どの程度考えられているのか。分かる範囲で構いませんのでお伺いいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（桑畑 武美君） 補助制度の活用につきましては、学校施設環境改善交付金や、議員からございました交付税措置のある緊急防災・減災事業債など複数の選択肢がございます。現段階では、事業の期限延長を含め来年度以降の補助制度の最新情報について、国の動向を注視しているところです。緊急防災・減災事業債の期限が延期されれば、最も有利な選択肢となるものと見込んでおります。

今後、関係課と緊密に情報共有を図りながら、財源確保に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 中村議員。

○議員（5番 中村 繁樹君） ありがとうございます。町の財政負担が過度にならないように、今後、国や県の補助制度の活用など可能な限り工夫を図っていただければ幸いです。

本日、教育長からアリーナくにとみへの空調設備を常設で設置するという方向で進めていただけるという前向きな答弁をいただきましたので、この後、残り関連した質問を約4問私はするつもりでありました。でも、教育長が常設で整備してくれるという答弁でありますので、この場で取り下げさせていただきたいと思っております。本日もあと残り4問で時間が足りるかどうか心配していた中で、教育長、本当に答弁ありがとうございました。

これで、全ての私の質問を終わらせていただきます。

○議長（穂寄 満弘君） これで、中村繁樹君の一般質問を終結します。

.....

○議長（穂寄 満弘君） ここで暫時休憩といたします。次の開会を11時40分といたします。

午前11時30分休憩

.....

午前11時38分再開

○議長（穂寄 満弘君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、石山和真君の一般質問を許します。石山和真君。

○議員（4番 石山 和真君） 十日町東の石山です。議長より許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

まず初めに、傍聴席にお越しの皆様、町政に関心を持っていただきありがとうございます。そして、日頃より国富町の行政運営を行っていただいている役場職員の方々、いつもありがとうございます。

前回の一般質問をした9月9日より約3か月がたちました。その間で、私にとって初めての政務研修があり、国会議員の渡辺事務所の訪問、国会議事堂の見学、栃木県小山市にある桑の葉を用いた6次産業まで行っている社会福祉法人の視察研修に行っていました。

福祉施設の視察では、理事長自ら畑や施設の案内をしてもらい、設立から今日に至るまでの思いや苦勞など、経緯の説明、また今回の目的の一つである桑の葉についても、専門家の研究者から特徴や課題などの説明をしていただきました。1998年の開設から15施設もの事業所を展開されるまでに至る手腕にも目が止まりましたが、私が一番強く感じたのは、障害者と地域社会の真の共存を目指して邁進する理事長の人間性に心を引かれたところです。

また、11月15日土曜日には、男女共同参画推進委員の交流会に参加し、防災に対して男女共同参画の視点がなぜ必要なのかということを中心に、阪神淡路大震災や東日本大震災で起こった事例を基に、勉強会と意見交換会が行われました。

東日本大震災直後の避難生活では、男性の管理者が多くて、女性の声が届きにくかった、また男性側も仕事への責任や家族のケア、職場復帰の板挟みが悩みになるなどの事例があったそうです。

その対策としては、意思決定の場への女性の参画が一つの方法であり、また平時より男女共同参画センターとの連携も効果があるとのことでした。

政務研修で訪れた福祉施設、そして男女共同参画推進委員の活動に共通するテーマがありました。それは、人権という言葉です。福祉施設の理事長が書かれた本の中には、「福祉の根幹は人権であり、人間として尊厳ある生活をするために必要なこと」という一文があり、男女共同参画の社会では、男女の人権の尊重という言葉があります。人権という言葉は少し硬い表現の印象がありますが、私は一人一人の意見を尊重する、理解し合う、寄り添うという置き換えもできると

思います。

現在、この国富町においても、（仮称）西警察署移転に関して反対、賛成の立場の双方がお互いの意見を尊重し、理解し合おうということができているのでしょうか。反対、賛成の双方がそれぞれの意見に理解しようとする努力をして、移転計画に向き合わなければ、どちらかの立場に立つ思いは取り残されることとなります。これをすれば解決するというような名案はないかもしれませんが、お互いに立場や強い思いを理解しようとする行動が必要なのではないのでしょうか。

今回の一般質問では、10月27日に行われた（仮称）西警察署移転計画の住民説明会の質疑応答の中で、その後の状況について正式回答が欲しいという住民からの要望がありましたので、質問を行います。

その質問とは、当日の説明会にて、子どもを交えての声を聞いてほしいとの要望に対して、執行部側からの回答が、子どもの声とPTAを併せて、そういった場を早急に考えたいと思いますといった場面がありました。この子どもの声とPTAを併せて、そういった場を早急に考えたいとの回答に対して、その後の状況を確認するのが今回の一般質問でしたかった質問であります。

したかったという言い方をしたのは、今回の通告書を見ていただければ分かるように、子どもを交えた意見交換会の前に、「遊具等の整備に関し」という限定的な表現が付け加えられているからです。と言いますのも、本来、子どもの声を聞いてほしいとの住民からの要望には、是非を聞いてほしい、情報を知らせてほしいというような思いが含まれていました。

では、なぜ率直にそのことを質問しないのかという理由は2つあります。まず1個目に、当日の議事録を確認する限り、子どもの声を聞いてほしいという発言の中に、是非を聞いてほしい、情報を知らせてほしいというような明確な発言ができなかったためです。2点目に、執行部側の認識が話の流れ上、遊具の整備に関して、子どもを交えての意見交換会となっていたこととなります。そういった理由から、今回の通告の内容になっております。ご了承ください。

また、住民の方からの意見が届いているので紹介します。

現在の国富町運動公園は、子どもたちの安全な環境で外遊びが楽しめる、子どもたちの創造力や社会性を育む場所であること、公園の樹木は、緑化効果でヒートアイランド現象の緩和につながることを、このことを付け加えてほしいとのことでしたので、紹介させていただきます。

それでは、質問です。10月27日に実施された住民説明会で出された遊具等の整備に関し、子どもを交えての意見交換会の要望に対する今後の対応について伺います。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（穂寄 満弘君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（荒木 幸一君） それでは、石山議員のご質問にお答えいたします。

遊具等の整備に関する子どもを交えての意見交換会についてであります。

まず、子どもに求めることができる意見の範囲について述べさせていただきます。

教育基本法第14条に、「法律に定められた学校は、政治的活動をしてはならない」旨が規定されております。これは、教育における政治的中立を規定したもので、例えば、「警察署の公園移転に賛成か、反対か」といった、特定の政策、立場への賛否を問うことは、法に抵触するおそれがあります。

一方で、「安全で楽しい公園はどんなところですか」や、「公園にどんな遊具があったらうれしいですか」といった子どもの生活や環境に関する意見を聞くことは、望ましい教育的な取組です。

このことを踏まえ、11月に町内4小学校の校長、PTA役員を対象とした意見交換会を開催したところ、どんな遊具があったらよいかについて、子どもに意見を聞いたかどうかの提案がありました。

教育委員会としましては、この提案を踏まえ、遊具について子どもの意見を聞きたいと思いますが、その時期については、運動公園の土地売買に関する議決により公園再整備が決定した場合に、時期を見て実施したいと考えております。このことは、あくまでも政治判断が下った後に、子どもの意見を聞くということでありませぬ。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 補足答弁はありますか。

石山議員、続けてください。石山議員。

○議員（4番 石山 和真君） 答弁ありがとうございます。答弁の内容に、土地売買に関する議決により公園整備が決定した後に、時期を見て実施したいとありました。この答弁からすると、私が通告に出している1番、子どもの意見交換会の時期について、2番、対象となる学校、学年について、3番、意見交換会の内容公表について、これは全て3月の売買に関する採決が終わった後になるという答弁になるかと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。お願いします。

○議長（穂寄 満弘君） 三好教育総務課長。

○教育総務課長（三好 秀敏君） 先ほどの教育長答弁にありましておおり、11月12日になりますが、町内4つの小学校の校長、またPTA役員を対象としました運動公園再整備に関する意見交換会を開催したところ、どんな遊具があったらよいかについて、子どもに意見を聞いたかどうかの提案があったところです。

教育委員会としましては、この提案を踏まえ、遊具についての意見を聞きたいと思いますが、その時期につきましては、運動公園の土地売買に関する議決により運動公園再整備が決定した場合に、対象とする学校、学年、意見聴取の方法などを検討しまして、時期を見て実施したいと考

えております。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 石山議員。

○議員（4番 石山 和真君） ありがとうございます。それでは、4番に移らせていただきます。

今後の住民説明会の実施についてを改めてお伺いします。

○議長（穂寄 満弘君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本 透君） 10月27日に行いました全町民を対象としました説明会ですが、現時点ではそういった計画はありません。

10月27日の住民説明会ですけれども、宮崎西警察署の基本構想、それから、これまでの経緯のおさらい、移転した場合のメリットや懸念事項の対策案、公園の再整備計画、財政面、今後の説明方について、現時点で分かるところを全て説明させていただいたところです。

今後、この説明した内容が大きく変わる場合、また特別に説明すべき必要が出てきた場合については、実施することになるというふうに考えています。

なお、町としましては、説明会開催の有無にかかわらず、町民の皆様のご意見や、新たに出てきた懸念事項の意向の把握については、引き続き行ってまいります。町長と語ってみる会や、子どものほうへの電話、メール、直接でも構いませんので、いつでもお問合せいただきたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 石山議員。

○議員（4番 石山 和真君） ありがとうございます。説明会の有無に問わず、今後も対応していただけるということで、よろしく願いいたします。

すみません、確認ではありますが、窓口は総務課ということによろしいでしょうか。

○議長（穂寄 満弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本 透君） 総務課で構いません。

○議長（穂寄 満弘君） 石山議員。

○議員（4番 石山 和真君） ありがとうございます。

すみません、通告には上げてないのですが、教育長答弁にありました11月の4小学校の校長、PTA役員を対象とした意見交換会を実施したとありました。そのときの雰囲気、例えば、具体的に現在の候補地となっている場所についての反対や懸念事項、またおおむね移転計画を賛成する意見が多かったとか、どのような内容の意見交換会であったのか、答えられる範囲で答弁をお願いしたいと思います。きっと住民の方たちもどういう意見交換会だったのかを知りたいと思う

ので、よろしくお願ひします。ただ、すみません、私も通告に上げていないので、答弁については、例えば次回の全員協議会での説明の場をいただけるとか、別の方法でも構いません。いかがでしょうか。

○議長（穂寄 満弘君） 桑畑社会教育課長。

○社会教育課長（桑畑 武美君） 社会教育課のほうで段取りをしましたので私の方で答弁させていただきます。小学校4校の校長先生、それからPTA役員の方、主に会長さんでした。その方が集まりまして、事務局の執行部のほうも10名ほど出合しまして、西警察署の基本的な構想をご説明をいたしました。その中で、本庄小学校の学校プールの開放ですとか、そういうことの安全性が議題に上がったり、運動公園の再整備によって遊具広場を再整備するときの安全対策、こういったものがPTAのほうから上がったところです。反対意見はなくて、建設的な意見であったと記憶しております。時間が約1時間30分程度を要したと記憶しております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 石山議員。

○議員（4番 石山 和真君） 桑畑課長、通告にも上げてないにもかかわらず、丁寧に対応していただき本当にありがとうございます。

確認ではありますが、今回焦点となっている警察署が移転計画の問題ではありますが、場所が問題であり、警察署が国富町に来ることを反対しているわけではありません。そのことを確認させていただき、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（穂寄 満弘君） これで、石山和真君の一般質問を終結します。

.....

○議長（穂寄 満弘君） ここで暫時休憩といたします。次の開会を午後1時5分とします。

午前11時56分休憩

.....

午後1時03分再開

○議長（穂寄 満弘君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、近藤智子君の一般質問を許します。近藤智子君。

○議員（12番 近藤 智子君） こんにちは。公明党の近藤智子です。今年最後の一般質問です。よろしくお願ひいたします。傍聴の皆様、寒い中、大変にありがとうございます。

今年も役場前や六日町公園など、イルミネーションが明るく輝いています。寒くて忙しい年末ですが、イルミネーションを見ますと温かい気持ちになります。

そんな中、年末になりまして、大きな災害が2件発生いたしました。

1件目は、11月18日、大分市佐賀関で発生しました大規模火災であります。住宅など

187棟が焼損し、1名の方が亡くなられています。18日に発生していますが、完全に鎮火したのは17日目の12月4日であります。

被害が拡大した原因は、強風と住宅が密集しており、空き家も多かったため、延床しやすく、道幅の狭さから消防車両が入りにくかったことが被害が大きくなった原因のようです。

また、先週12月8日午後11時15分頃、青森県八戸市で震度6強の地震が発生しました。震源は青森県東方沖で、震源の規模はマグニチュード7.5、岩手県の久慈港で70cmの津波が到達しました。3道県で50人以上の方がけがをされ、道路の陥没や液状化と見られる現象や断水が発生し、多くの学校も休校となり、大きな被害となりました。

気象庁は、9日の未明、巨大地震発生可能性が平常より相対的に高まったとして、北海道・三陸沖後発地震注意情報を2022年12月運用開始後、初めて発表しました。12月11日の宮日新聞の社説にこの仕組みができたきっかけが載っていました。2011年3月11日の東日本大震災、マグニチュード9.0で最大震度7を観測した東日本震災の2日前に、マグニチュード7.3の地震があり、最大震度5弱を観測、青森県から福島県の太平洋沖岸で数十cmの津波を観測した。この地震をもっと重視していれば、大地震への備えができたのではないか。その考えから、後発地震注意報がつくられた。今回の地震は、地震の規模が基準以上となり、初めての起用となった。後発地震がいつ、どこで発生するかなど、予知ではなく、続いて起きるかもしれない地震や津波への注意という位置づけだ。気象庁によると、この後に大地震が発生する確率は、過去の地震の分析から100回に1回程度。このため、注意情報を出しても、空振りになる可能性が高い。また、不確実性が高いと認めているが、それでも注意を促す必要があると判断した。東日本大震災から間もなく15年、揺れや津波の恐怖、避難の恐怖はまだ多くの人が鮮明に持っている。今回、寒い冬の夜中だったにもかかわらず、避難所に移った人が多かったのは、普段の意識が行動に移ったものだとあります。日本列島は、頻発する地震と向き合わざるを得ない、いざというときに行動する心構えと防災の備えを改めて確認したいとありました。突然やってくる自然災害にどのように備えていくか、まずは我が家から真剣に考えていきたいと思えます。

大分市佐賀関の火災に遭われた皆様、青森県八戸市の震度6強の地震で被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。まだまだ復興には時間がかかるようです。一日も早く日常生活が送れますように心からお祈り申し上げます。

それでは、議長のお許しがありましたので、通告に従いまして質問してまいります。

1問目は、物価高騰対策について伺います。

総務省が発表した10月の全国消費者物価指数は、物価変動の大きい生鮮食品を除く総合指数が112.1と、前年同月比3.0%上昇した。プラスは50か月連続。食料や電気代の高騰が続いているほか、宿泊料などの上昇も響き、伸び率は2か月連続で拡大した。生鮮食品を除く食料

は7.2%上昇した。米類は40.2%上昇と、伸び率は前月を下回ったが、高水準を維持している。

政府は、物価高騰対策対応として、電気・ガス代の補助を再開、自治体が独自で活用できる重点支援地方交付金2兆円を計上し、おこめ券や電子クーポンの配付、水道料金の減免などを後押しし、食料品の高騰に対応するとあります。本町として、重点支援地方交付金の具体的な活用について伺います。

2問目は、国民スポーツ大会について伺います。

2027年国民スポーツ大会開催まで2年を切りました。県や市では、国スポに向けてのイベントなどが開催されているようです。

本町では、フェンシング競技が行われますが、まだまだ町民の認知度が低いようです。町民向けの具体的なアピールが必要ではないでしょうか。国スポに向けての具体的な取組は計画されているのか伺います。

3問目は、教育行政について伺います。

県教育委員会が県内の公立学校を対象に実施した2024年度調査で、30日以上欠席した不登校児童生徒が小学校1,053人、前年度比110人増、中学校では1,742人、前年度比62人に上り、過去最多となっているとあります。

県教育委員会は、不安や生活のリズムの乱れなどを訴える子どもが増えていることに加え、コロナ禍以降、保護者や児童生徒に無理して登校しなくてもいいという考えが浸透していると背景を指摘、その上で、非常に重要な時代、子どもたち一人一人に寄り添った対応を進めるとしています。本町の不登校児童の現状と対応を伺います。

最後に、手話講座について伺います。

耳が聞こえない、耳が聞こえにくい人の国際スポーツ大会東京2025デフリンピックが11月15日に開幕しました。日本人の活躍がテレビや新聞等で紹介されました。その大会で活躍したのは、手話通訳です。

手話とは、手や指、腕の動きに加え、顔の表情や体の動きも使って情報を伝える視覚的言語です。手話はコミュニケーション手段として、主に聴覚障害者が利用しますが、難聴者や中途失聴者など利用者は増えているようです。本町の生涯学習に手話講座は再開できないか伺います。

以上で、壇上の質問を終わります。

○議長（穂寄 満弘君） 答弁を求めます。町長。

○町長（日高 利夫君） それでは、近藤議員のご質問にお答えいたします。

物価高騰対策の重点支援地方交付金についてであります。

令和7年の11月21日に閣議決定された「強い経済」を実現する総合経済対策に盛り込まれ

ております重点支援地方交付金は、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するものであります。

現在、物価高騰が本町のあらゆる世帯や事業者に影響を及ぼしていることを町としましても深刻に受け止めており、こうした状況の中で、本交付金は地域の実情に応じて柔軟に支援を実施できる大変重要な財源であります。

また、今回は食料品の物価高騰に対する特別加算についても予算措置されることから、本町でも第一に町民の暮らしを守る生活支援をしっかりと行うとともに、地域経済の下支えとして、燃料費、光熱費の上昇に直面する町内事業者への支援や、地域消費の活性化につながる施策についても併せて検討していきたいと思っております。

町としましては、この交付金を活用して、地域経済の循環や生活の安定につながるよう、効果的かつ公平性の高い政策を検討し、迅速な実施に向けて取組を進めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 教育長。

○教育長（荒木 幸一君） それでは、国民スポーツ大会に向けた本町の実行委員会についてのご質問にお答えいたします。

2年後に本町で開催されます国民スポーツ大会、フェンシング競技に向けた具体的な取組につきましては、県フェンシング協会や町スポーツ協会など各種団体からなる国富町実行委員会を本年5月に立ち上げ、大会成功に向けた開催基本方針や今後の事業計画等について協議したところであります。

また、準備をより具体的に進めるため、本年度開催されました滋賀県国スポ大会や青森県リハースル大会を視察いたしました。この視察では、必要となる施設や備品、そして大会運営に欠かせない人員体制などの項目について詳細な調査を行ったところです。

今後は専門委員会を設置し、競技会場の整備や競技運営、医療衛生、輸送、交通、警備、そして広報などについて調査結果を踏まえ、具体的な協議を進めてまいります。

また、町民の皆様が大会を身近に感じていただくためのイベント企画や、オリジナルポロシャツの着用、SNSを活用したPRなど、町全体で大会を盛り上げる機運醸成を図ることなども検討していきたいと考えております。

次に、本町の小中学校における不登校の現状と対策についてであります。

本町の令和6年度不登校児童生徒数は47人で、令和元年度の21人と比較すると26人増加しており、2.2倍になっています。また、全国で見ますと、令和6年度が35万4,000人で、令和元年度の18万1,000人と比較すると約2倍となっており、毎年過去最多を更新している状況です。

不登校については、その原因も複雑化、多様化しており、対策も実態に応じた様々な手だてが求められます。そのため、学校では定期的に管理職、生徒指導主事、学年主任、養護教諭などから構成されるいじめ・不登校対策委員会を開催するとともに、必要に応じて関係機関等も交えたケース会議を実施し、不登校の状態に応じた支援の在り方について協議しています。

また、学校以外の居場所を確保するため、町教育委員会では教育支援教室を開設するとともに、福祉などの関係機関と家庭をつなぐ役割を持つスクールソーシャルワーカーや心理発達の専門家であるスクールカウンセラーを配置し、不登校児童生徒やその保護者への支援を行っているところであります。

不登校の原因や背景は、今後ますます複雑化、多様化することが予想されますので、教育委員会としましては、今後も学校や家庭、関係機関との連携を図りながら、支援体制の充実に努めていきたいと考えております。

次に、手話講座の再開についてであります。

本町の生涯学習講座は、昭和53年に4講座をもって開講以来、現在まで町民の皆様の学習意欲に応じてまいりました。令和6年度は、子ども夏休み講座を含め26講座を開講し、558名の方に参加をいただき、大変好評をいただいているところです。

ご質問いただきました手話講座につきましては、過去に平成2年から平成12年にかけて生涯学習講座として開講していた時期がございましたが、現在は開講されておりません。

お話しのとおり、先般、日本で初めて開催された東京2025デフリンピックにより、手話は改めて社会から大きな注目を集めております。さらに、2年後に迫った宮崎国スポ・障スポに向けても手話ボランティアが募集されるなど、手話に対する機運が一層高まっております。

教育委員会といたしましても、手話学習の機会を再び提供することは、多様な人々を受け入れ、全ての人が社会に参画できる地域社会づくりを進めていく上で重要であると認識しておりますので、令和8年度の手話講座の再開講に向けて準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 補足答弁はありますか。

近藤議員、続けてください。近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） 物価高騰対策について伺います。

最近、スーパーに行きますと、本当に全ての物が値上がりしてまして、今まで2,000円で買ったのが3,000円払わなくちゃいけないとか、本当に今、物価高騰は家計を苦しめています。

今回の重点支援地方交付金のことですが、国からこういうのをしなさいという推奨メニューがあるとお聞きしています。生活支援と事業支援2兆円とありますけど、具体的にはどのような

ものがあるのか、まず伺いたいと思います。

○議長（穂寄 満弘君） 鳥原総合戦略課長補佐。

○総合戦略課長補佐（鳥原 秀紀君） お答えします。

国におきましては、物価高騰の影響を受ける住民生活や事業活動を下支えするため、地域の実情に応じて自治体が柔軟に活用できるよう複数の推奨メニューが示されております。

まず、生活者支援メニューでは、1つ目に、給付金などの低所得世帯や高齢者世帯に対する支援、次に、学校給食費の負担軽減など子育て世帯に対する支援、3番目に、水道料金の減免やマイナポイント発行などの消費の下支えを通じた生活者支援、4番目に、省エネ性能の高い家電等への買換え促進による生活者支援、最後に、今回新たに示されたプレミアム付商品券や電子クーポン、おこめ券や食料品の現物給付など、食料品の物価高騰に対する特別加算が示されております。

次に、事業者支援といたしまして、1つ目に、医療や介護、保育、学校施設等に対する食料品やエネルギー価格高騰分の給付支援、次に、燃料や肥料価格高騰に対応する農林水産業における物価高騰支援、3番目に、中小企業や商店、自治会等に対するエネルギー高騰分や省エネへの取組支援、4番目に、地域交通手段の確保や地域観光事業者の物価高騰に対する影響緩和支援、最後に、新たに示された経営指導員による伴走支援や、一定以上の賃上げに向けた取組を行う中小企業、小規模事業者の賃上げ環境の整備が示されております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） いろいろな推奨メニューがあつて、国富町にどのくらいの交付金が来るのか若干分かりませんが、特に物価高騰対策として使われる、拡充されたと思います。

本町の物価高騰対策としては、具体的にはどのような支援で使われるか、もし分かりましたら、こういうので我が町は使いたいというのがありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（穂寄 満弘君） 総合戦略課長補佐。

○総合戦略課長補佐（鳥原 秀紀君） お答えします。

先ほど答弁いたしました推奨メニューの中で、本町の支援策を検討していくこととなりますが、本年、令和7年度においては、生活者支援では、学校給食費保護者負担軽減や、原材料高騰の影響を受ける生ごみ袋の価格軽減対策、水道料金の減免などを主に実施しております。また、事業者支援では、医療、介護、障害者施設及び保育所等へのエネルギーや食料品高騰に対する支援、農業資材や肥料等の価格高騰の影響を受ける農家への支援などを主に取り組んでおります。さらに、生活者、事業者両方への支援といたしましても、物価高騰対応プレミアム付商品券や地域電

子通貨ポイント発行事業で、消費の下支えと商工業者への支援を実施してきております。

引き続き、効果的と思われる支援策の継続や、町民生活と地域経済を守るため、新たな施策の検討を全庁的に進めることとしております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） 先ほどの課長補佐の説明もあったんですけど、特別にということ、今回おこめ券を配付するというのがありましたけど、このおこめ券については、今マスコミ等で賛否両論があると思うんですけど、この内容とおこめ券に対する本町の取組はどんなのかをちょっと伺いたいと思います。

○議長（穂寄 満弘君） 春元農林振興課長。

○農林振興課長（春元賢一郎君） それでは、お答えいたします。

本町におきます交付金の活用しておこめ券の配付については、現在未定としております。

これまでに開催されました国、農林水産省の説明会では、交付金の活用につきまして、お米に限らず食料支援全般での活用を示唆しております。

また、おこめ券の配付につきましては、購入できる範囲が限定的である点や、手数料による還元率のロスなどの要因もありまして、必ずしも効果的でないと認識しております。

今後、県内自治体の活用状況も参考にしながら、本町にとっての効果的な食料支援策となるよう引き続き検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） お米が高いということで、去年の2倍ぐらいしてますので、本当におこめ券を配付したら、国民が喜ぶんじゃないかなということで、こういうおこめ券配付みたいな変な政策が来たんじゃないかなと思ってますけど、国富町みたいなお米を作るところにおこめ券が来ても、全然うれしくないんじゃないかなと思ってます。

先ほど課長補佐も言いましたけど、本年度の重点支援交付金を活用した内容を、先ほど言われました生活や事業者の支援としてプレミアム付商品券や地域電子通貨ポイント発行事業、これはしらたまカードだと思います。これを今年実施されて、これを買われた方とか利用された方、たくさんいると思うんですけど、これは全町民対象に行き届く物価高騰対策になると思いますか。そこを伺いたいと思います。

○議長（穂寄 満弘君） 総合戦略課長補佐。

○総合戦略課長補佐（鳥原 秀紀君） お答えします。

本町の物価高騰対策プレミアム付商品券発行事業は、エネルギーや食料品の価格高騰による家

計負担を緩和するとともに、消費の下支えと地域経済の循環を目的として実施したものであります。特に食料、生活必需品等の購入を後押ししてきたことから、小規模事業者の売上げ確保や飲食等の売上げに寄与できたことが挙げられます。

このように、物価上昇における家計への実績負担軽減と地域内消費の喚起に一定の効果を上げていると思っておりますが、一方でこの商品券を購入した方のみが恩恵を受けるという限定的な側面も有しております。今後の実施につきましても、商工会事務局等との協議を行い、その在り方も含めて検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） ありがとうございます。プレミアム商品券やしらたまカード、本当にこういうのは、カードを購入した人には恩恵があるんですけど、こういう商品券とかを購入しない人には何の恩恵もないんです。また、子ども1人当たり2万円の児童手当を上乗せするというようなことも決まっていますが、子どものいない世帯には恩恵がありません。

今年の参議院選挙で、自公政権の公約として、国民一律2万円給付をかけて戦ってまいりました。残念ながら、自民党も公明党も大きく議席を減らして負けてしまいました。その後、高市政権になりまして、この2万円給付はやらないということになりました。私たちも一生懸命、2万円給付を言って戦ってまいりましたから、2万円給付がないのをすごく残念がられている町民の方もいらっしゃいました。

なぜこれが言われるかといったら、一律なんです。所得とか、子どもがいる、いないとか、高齢者とか、そういうのではなくて、一律2万円というのは、それを配付するにはなかなか難しいと思うんですけど、でも一律ということは、やっぱり公平ということで本当に皆様からいい対応をもらったと思っています。しかし、本当に今回の高市政権の中でいろいろと国民の平等に物価高騰対策として行われているのかなというのは、なかなか疑問がたくさんあります。

他の市町村では、まだ具体的にはないのですが、これを利用して全世帯に5,000円の商品券とか1万円の商品券を配付するという自治体も出てきているようです。本町も思い切ったそういう対策として、全町民一律で1万円の商品券を配付するというか、プレミアムとかしらたまカードじゃなくて、そういう人たちだけではなく、全町民一律に商品券を配付するというような思い切った政策なんかはできないものかなと思うんです、平等にです。そこをちょっと伺いたいと思います。

○議長（穂寄 満弘君） 総合戦略課長補佐。

○総合戦略課長補佐（鳥原 秀紀君） ご提案の全世帯を対象とした商品券配付につきましては、重点支援地方交付金の趣旨である物価高騰に対する住民生活支援や地域経済の下支えという目的

には一定程度合致するものと考えております。

一方で、本交付金には国が示す推奨メニューや対象要件があり、自治体が柔軟に活用できる部分があるものの、施策の内容によっては、対象の限定や効果検証の必要性、事務経費の妥当性など、幾つか整理すべき課題もございます。

今後、国の追加通知や制度詳細を確認しながら、町として実施可能なメニューの精査を行い、必要に応じて商品券配付を含めた生活者支援についても検討を進めていきたいと考えております。近藤議員のご提案も踏まえまして、引き続き、町民生活を守るため、公平かつ効果的な支援の実施に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） ありがとうございます。中間層の方に支援が行き届かないとよく言われています。高齢者の方とか、子どもさんがいらっしゃる所とか、非課税世帯とか、世帯が分かれています中でそういう支援があるんですけど、その中で中間層の方が一生懸命払っているのに何の恩恵もないという声がすごく上がっています。そういう全世帯の人が納得できるような、こういう物価高騰対策の支援をぜひ行っていただきたいなと思っています。

次に、国スポについて伺います。

宮崎で行われる2027年国民スポーツ大会は2年を切りました。厳密に言いますと、あと650日足らずであります。本当に早いものですね。

国スポの機運を上げるために行われるリハーサル大会、プレ国大について、具体的にどのようになっているか伺いたいと思います。

○議長（穂寄 満弘君） 桑畑社会教育課長。

○社会教育課長（桑畑 武美君） リハーサル大会につきましては、令和8年12月18日から20日までの3日間、アリーナくにとみを会場として、全日本フェンシング選手権大会団体戦をリハーサル大会として実施する予定です。このリハーサル大会を通じて、競技会場の設営、競技式典の運営、交通輸送、ボランティアの連携といった必要なスキルを積み上げ、国スポ本番に向けた体制を整えてまいります。

また、国内最高峰の試合を町民の皆様にご覧いただく絶好の機会として機運醸成を図ってまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） ちょうど1年後ですね、プレ国体まで。本当に、本番に向けた大事な大会だと思いますので、どうかよろしくお願いします。国体本番は、なかなか町民が気

軽に観戦できないと思います。ぜひこのプレ国体を本町の小中学生を招待していただいて、なかなか直接見ることのないフェンシングの試合を見てもらい、フェンシングに関心を持っていただきたいと思います。

プレ国体は1年後ですけど、そのほかにフェンシング競技をアピールする計画はないのか伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（桑畑 武美君） フェンシング競技のアピールにつきましては、町の最大のイベントであります総合町民祭を活用し、会場に体験ブースを設け、町民の皆様楽しんでいただきながら、フェンシング競技の魅力と奥深さを知っていただき、国スポを盛り上げられるよう周知を図ってまいります。

また、先日、宮崎南高校でフェンシング競技のユーチューブ撮影が行われましたので、近々アップロードされる予定です。タイトルは「100万人のひなたのチカラ」となっておりますので、御視聴いただければと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） ぜひ、「100万人のひなたのチカラ」のユーチューブ、アップロードされたら告知をしていただきたいと思います。ぜひ見たいと思います。町民の一人でも多くの方が国富町で行われる国体のフェンシング競技に関心を持っていただきたいと思います。

関心を持つまでもいろんな行事とかもあると思うんですけど、機運を高めるには、いろんなグッズを作って機運を高めるということも必要ではないかなと思うんです。今、私、これ着てますから、これはポロシャツです。皆さん、役場の職員の方、今日は国スポをするということで着てまいりましたので、赤ですけど、まだほかのたくさん色もあると思うんですけど、こういうのを着て、それは何と言ったら、これは国スポよと言って、皆さんが興味を持ってもらうとか、そういうのも絶対大事かなと思って、こんなグッズを作るというような発想というのは、このTシャツ以外にほかに何かあるか伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（桑畑 武美君） 現在、国スポの機運醸成に向けた一環として、教育長答弁にもありましたように、オリジナルポロシャツを作成し、自費購入ではございますが、既に多くの方にご着用いただいている状況でございます。

国スポのフェンシング競技の宣伝目的でのオリジナルグッズにつきましても、町の工芸品や特産品などを活用し、本町の地域性を強く打ち出したグッズ展開について、現在企画検討を進めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） ありがとうございます。いろいろ計画はされてると思うんですけど、知らない人がたくさんいらっしゃると思うんです、こういうのを販売しているというのは。だから、町の役場の窓口とかで、いろいろなところでチラシ等を置いて、こういうのを販売してますよというのはされていらっしゃるんじゃないかなと思うんです。まだあと1年ちょっと、2年近くありますけども、プレ国体もう1年後に迫ってますので、ぜひそういうのをどどんアピールを今からやらないと、国スポが終わったらもう買う人いないと思いますので、またそういうのをぜひしてもらいたいなと思ってます。

こういう大きな大会をするときは、資金調達目的もあるかもしれない、タオルなんかいろいろ販売されていると思うんです。フェンシングのイラストが載っているタオルなんかの販売等も検討されてはいいいんではないかなと思うんです。営利とか入ったらいけないかどうかは、私もちょっとそこ辺までは分からないんですけど、そうやって町民の皆さんもほとんどの人がタオルを持っているぐらいのアピールとか、そういうのもあってはいいいんじゃないかなと思うんですけど、このタオル販売なんかはどんなでしょうか。伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（桑畑 武美君） タオル販売についてご提案をいただきありがとうございます。そういったものも含めて、今後企画検討を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） ありがとうございます。そのタオルのデザインなんかも募集してもいいと思うんです。高校生とか、また子どもたち、小中学生も募集して、こういうのがいいとか、大人の方もフェンシングのそういうのイラストを募集することによって、また機運というのが出てくるんじゃないかなと思っています。ぜひ検討していただきたいと思います。

次です。このアリーナくにとみで大きな大会が開催されて、一番懸念されているのが駐車場の問題です。大会時の駐車場の確保について伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（桑畑 武美君） 国スポ開催時の駐車場不足につきましては、大会運営における課題の一つと捉えております。

まず、メイン会場でありますアリーナくにとみ内の既存駐車場は、国スポ開催時に仮施設等の設営で使用が制限される見込みでございます。

その代替策としまして、隣接する芝生広場を仮設駐車場とするほか、川南体育館、本庄高校な

どの施設を臨時駐車場として利用できるよう関係機関と既に調整を進めております。

また、これらの臨時駐車場からはシャトルバスを運行することで、会場周辺の交通集中を避け、会場来場者への利便性を確保してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） 駐車場が混乱すると、本当に来られた方に大変ご迷惑になります。ぜひいろんなシミュレーションを想定されて、スムーズな運営をしていただきたいと思ってます。県道沿いでもありますし、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

先ほどの中村議員の答弁の中にもあったんですけど、アリーナくにとみの空調の設備について、本当に今年の3月、私も一般質問させていただきました。教育長の答弁で空調が前向きに整備できるということで、本当にうれしく思っております。関係の皆様、職員の皆様の検討、いろいろ工夫されて探されたんだ、いろんな資金もされたんだと思うんですけど、本当にありがたく思っています。町民の方も体育館に、アリーナくにとみに空調ができれば、本当に夏はまた思い切っけてスポーツができるんじゃないかなと思ひますので、ぜひスムーズに設備が設置ができるようにぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

国スポについては以上、終わりたいと思ひます。

次に、不登校のことに移っていきたくと思ひます。

本町の不登校児童生徒も多くなっています。全国的にも大変多くなっている、大きな社会問題であります。いろいろな理由があると思ひますが、しっかりと対応していかなければならない問題だと思ひます。

そこでまず、本町の不登校児の通うかしの木教室がありますが、具体的な内容と活動について伺ひます。

○議長（穂寄 満弘君） 三好教育総務課長。

○教育総務課長（三好 秀敏君） かしの木教室は、令和7年11月末現在、小学生5名、中学生8名、合計13名が登録し、通室しております。

まず、設置の目的になりますが、不登校の児童生徒に対し、集団生活への適応や情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等のための相談や指導を行うことにより、不登校児童生徒の社会的自立を目指しております。

開設日時は、月曜日、水曜日、金曜日の週3日間、午前9時15分から午後4時までとしております。

活動内容は大きく3つございます。1つ目に、自分の学力や進路を考え、教育相談員に相談して学習計画を立て、教科学習を行う学習タイム、2つ目に、トランプなどで通室生同士の交流、

町グラウンドで散歩などをして気分転換するリフレッシュタイム、3つ目に、保護者の希望により行う教育相談があります。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） 小中学生合わせて13名が登録されているようでございます。本当にこの13名の方にとっては、なかなか学校に行けないけど、このかしの木教室には行けるということで、大変今内容をお聞きただけでもすごくいいことだなと思っています。なんですが、月、水、金と週3日であります。毎日ではできないのでしょうか。月、水、金、もし1日休んだら、週2日しかない、になってしまったりするんですけど、毎日の開校というのはできないか、予算とか、いろいろ先生とかあるんだと思うんですけど、そこをちょっと伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 教育総務課長。

○教育総務課長（三好 秀敏君） 先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、現在、月曜日、水曜日、金曜日の週3日間開設しておりますが、開設当時の考え方としまして、火曜日、木曜日はできる限り学校に登校するように働きかけを行っており、そのため開設日を3日間としていたようでございます。

現在、13名が登録し、通室をしておりますが、その通室生の利用状況から判断しますと、週3日間、毎日通室している児童生徒は数名程度でありますので、今後の利用状況や保護者のご意見、他自治体の取組状況等を踏まえながら、開設日数の拡充について研究したいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） この月、水、金は、開設当時の考え方を現在行っているということですから、開設当時と違って、不登校児もすごく多くなっていると思いますので、毎日開設しても別にいいんじゃないかなと思っています。本当に子どもたちが行きたいときに行ける、だからなかなか行けない子たちが不登校になっているんですから、月曜日から金曜日まで自分が行きたい日に行けるような体制も大事ではないかなと思っていますので、ぜひまたそこ辺は検討をしていただきたいなと思っています。

次で、かしの木教室のことばかりなんですけど、環境整備について伺います。

改善センターの2階の奥のほうに一室あります。私もこの前伺って、先生といろいろお話をしたり、子どもとお話をしたり等したんですけど、机や椅子や勉強道具とか、必要なものがそろっているようなんです。お弁当とシートを持ってその子たちは通ってきます。給食はありません。本当に、先生に、何か不自由なものはないですかと言ったら、お水がね、水道がトイレしかない

ので、なかなか水がすぐには飲めない状況なんですよとお話がありました。

本当に給食も食べれない子どもたちですので、もう本当に水ぐらいは自由に飲める環境をつくってあげたらいいんじゃないかなと思うんですけど、ウォーターサーバーなんかは設置できないものか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（穂寄 満弘君） 教育総務課長。

○教育総務課長（三好 秀敏君） ウォーターサーバーの設置ということでございますが、衛生管理の徹底や維持管理に係る経費など幾つかの課題がございます。

また、町内の小中学校でウォーターサーバーを設置している学校は今のところないんですが、子どもだけでなく改善センターを利用される方々の利便性を考慮する必要があるかと思っておりますので、かしの木教室だけに設置することは難しいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） ウォーターサーバーを設置できない理由は、今、いろいろ言われたと思うんです。しかし、いろんな理由でなかなか登校できない児童が頑張るかしの木教室に登校してきます。せめて、喉が乾いたときにすぐ飲める水がある教室は、児童にとっても優しい環境だと思います。設置できない理由はいろいろとあるんですけど、極端でありますから、その優しさが、勉強を頑張ろうという姿勢につながるかつながらないか分かりませんが、私は、そういう優しさも必要ではないかなと思っています。

不登校児童は小中学校で47名います。かしの木教室に登録している児童は13名ですが、登録していない不登校児の対応はどのようになっているか伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 教育総務課長。

○教育総務課長（三好 秀敏君） 各学校で、担任や生徒指導主事を中心に不登校児童生徒宅への家庭訪問を行い、学習プリントを渡したり学校の様子を伝えております。また、心理的な面での安定を目指して、各学校ではスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携を密にして、不登校児童生徒の支援を行っているところでございます。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） 47名引く13名ですから、あと34名ですね。34名の子ども、ぜひ、いろんな形で手を差し伸べていていただきたいなと思っています。

不登校児童生徒の学校行事の参加について伺います。

小中学校では大事な行事がたくさん、特に運動会や遠足、修学旅行など、友達と一緒に参加することが一生の思い出であります。しかし、不登校だとなかなか参加できないのではと思ってい

ます。このような子どもたちの参加はどのように促されているのか伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 教育総務課長。

○教育総務課長（三好 秀敏君） 学校行事の参加につきましては、学級担任や学年主任を中心に本人や保護者との面談を行いまして、意向を確認したり参加に向けて励ましたりするなど参加できるような支援を行っているところでございます。

実際には、修学旅行や体育大会、校外学習など興味を示した特定の行事のみ参加する児童生徒もいる一方で、本人の不安感や体調等により行事参加が難しい児童生徒も一定数存在しております。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） ありがとうございます。大事な小中学校のときに、いろんな友達と一緒に行事に参加できないこと、本当に、もう本当につらいんだろうと思うんですけど、しっかりサポートしていただいて、連絡等はぜひしていただきたいなと思っています。

次、空き教室を活用し、学校内で不登校やその傾向にある児童生徒をサポートする校内教育支援センターが2025年6月時点で、本県公立の小中学校全体で28.0%に設置されることが文部科学省調査で分かったとあります。

全国では平均58.7%で、校内教育支援センターですね、全国では58.7%、本県では28.0%で半分以下なんですけど、県内の未設置を含む市町村教育委員会がセンターの必要性を指摘しており、導入や拡大を検討する動きが活発化しているとあります。

本町の校内教育支援センターの設置に対する認識、対応について伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 教育総務課長。

○教育総務課長（三好 秀敏君） 校内教育支援センターは、不登校またはその兆候がある、あるいは、教室に入りづらいなど、学校生活で困難を感じている児童生徒が学校内で安心して過ごし、個別支援や学習支援を受けられる居場所として、空き教室などを活用して設置されるものです。

現在、町内の小中学校で設置している学校はありませんが、不登校の未然防止や登校復帰を支援することは必要だと考えておりますので、空き教室があり、設置を希望する学校がありましたら検討したいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） この校内教育支援センターは、登校できてもクラスの中に入れない子どもの居場所や、学習環境を確保する役割を担い、校内スクールとも呼ばれ、設置され

た学校の児童生徒が利用し、自分のペースで生活や学習ができ、出席扱いにもなります。有効な不登校対策として、文部科学省が2020年度から設置推進しています。宮崎ではまだまだ、先ほども言いましたけど、28%にとどまっていますが、校内教育支援センターは、なかなかすごいことだなと思っています。

先ほど課長答弁でも検討したいということですので、ぜひ検討していただき、課題もあると思うんですけど、設置したからといって、みんながそこにセンターに入るか分かりませんが、ぜひ設置を検討していただきたいなと思っています。

この前、この支援センターについて宮日新聞の記事が載っていましたので、若干読んでみたいと思います。

えびの市の飯野中の校内教育支援センターは、今年の4月に市内第1号として開設されました。登校日や登校時間は自由。個を尊重するためルールは極力つくらないと支援員の先生。

利用者は10名程度で、通常複数の生徒が通うと。旧コンピューター教室を改装した部屋の中央には、グループワークができる円卓、窓際には個別に利用できる机が配置され、自習や先生らとの会話など様々。

生徒が安心して登校できるようになる効果が表しており、自分のペースで活動できるセンターが居場所になっていると先生は言う。学校には、校舎にある利点から、授業によっては一時的に教室に戻れる生徒もいると。

先生は、学級復帰が狙いだが、ただ急がず、一人一人の心のエネルギーが充電されるまで待ちたいと。

教室や集団生活に抵抗があり、不登校になるかもと心配した時期もあったとある保護者は話されていた。学校に行きたくないと言わなくなったと変化を実感とあります。

校内教育支援センターが、かしの木教室と同様に不登校児童の居場所づくりに、ぜひ、なってほしいなと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

不登校の質問は以上で終わります。

最後に、最後の質問には、手話講座について伺います。

教育長答弁では、来年の令和8年度より生涯学習講座に手話講座を開いていただけるということで、大変ありがとうございます。

本当に、私も手話ができないので、ぜひ講座に入りたいと思っています。

まず、ここで、本町の難聴者の方はどのくらいおられるか、ちょっと難聴者の状況を伺いたいと思います。

○議長（穂寄 満弘君） 津留福祉課長。

○福祉課長（津留 慎義君） それでは、お答えします。

本町の難聴者の状況でありますけども、障害者手帳の交付を受けておられる町民の数でお答えしたいというふうに思います。

音が聞こえない、あるいは、ほとんど聞き取りが難しいとされます聴覚障害者の等級、これが、1級及び2級の方の人数になりますけども、1級の方が2名、2級の方が18名、合計で20名というふうになっております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） 1級の方が2名と2級の方が18名、合計20名ということです。

その中で、外出時のサポートが要る方はどのくらいいらっしゃるのか。サポートに手話通訳が要るという方は何人いらっしゃるのか。ちょっとそこ辺伺いたいと思います。

○議長（穂寄 満弘君） 福祉課長。

○福祉課長（津留 慎義君） それでは、お答えしたいと思います。

手話を必要とされます、難聴者の方の外出時のサポートということで御質問いただきました。

本町におきましては、委託事業としまして、宮崎県聴覚障害者協会、こちらと手話通訳者や要約筆記者の派遣の契約を締結をさせていただいております。

この事業は、病院受診時などで意思疎通が困難な方からの依頼によりまして、協会から手話通訳奉仕員などを派遣した場合の費用について、町が負担するものとなっております。

この協会に支払う委託料については、実際に派遣した場合の費用として、1時間当たり1,600円の報酬と実費分の交通費を支払うものという形になっております。

この事業の利用実績についてでありますけども、令和6年度につきましては、お1人の方が9回利用されておまして、総支払額は4万6,390円の実績というふうになっております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） ありがとうございます。令和6年度は、外出時に1人の方が利用されているようです。病院受診時に依頼されて、本当に手話を通訳を通して、病状をドクターに伝えてもらう。本当に心強い支援だと思います。

これは外出時の支援ですけど、役場の窓口にも、手話じゃないけど、難聴者の方が来られたりとか、聾啞の方が来られたりといったときの対応というのは今どうなっているのか。手話通訳の人が役場の職にいらっしゃるのか。ちょっとそこ辺をお聞きしたいと思います。

○議長（穂寄 満弘君） 福祉課長。

○福祉課長（津留 慎義君） 役場の窓口現場での手話対応についてのご質問ですけども、実際、

職員で手話をできる者はおりません。実際にそういった耳の聞こえない方が来庁された場合の窓口などの対応については、例えばメモ用紙を用意して筆記での対応、そういったものが中心になっております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） ありがとうございます。筆記ですね。

全国の市では、手話、言葉、あれがですね、窓口に来られて、来られたときに、しゃべったことが文字に出る、そういう掲示板がある窓口もあるということで、だんだん、進んでいるの、まだまだ、本町では、そういうことは無理で、筆談になるんじゃないかなと思います。まだまだ経費もかかることですから。でも、近い将来、そういうふうには、AIを通して、そういうふうになるというのが近い将来、来るんじゃないかなと思っています。でも、手話はすごく大事だと思います。

本町でも手話サークルが行われていると伺いました。手話サークルの現状をちょっと伺いたいと思います。

○議長（穂寄 満弘君） 福祉課長。

○福祉課長（津留 慎義君） それでは、お答えしたいと思います。

手話サークルの本町の状況についてでございます。

本町では、社会福祉協議会のボランティア協会に登録されております自主運営ボランティア団体の一つであります、手話サークルみち、この皆様が活動されておられます。

このサークルは平成11年に設立されまして、平成12年にボランティア団体に登録されて、現在は綾町と合同で活動されておられ、会員数が15名というふうになっております。

活動の内容についてですけれども、小中学校や児童館に赴いての手話体験会や手話教室の開催、本庄高校生との交流会、ボランティア祭りへの参加など、手話の普及や理解につながるような活動を積極的に行っておられます。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） ありがとうございます。手話サークルですね、なかなかすばらしい活動をされていると思います。

先ほど、何回も言いますが、来年の生涯学習で手話講座を再開していただけるということですが、再開についての具体的なことが分かりましたら伺います。

○議長（穂寄 満弘君） 桑畑社会教育課長。

○社会教育課長（桑畑 武美君） 手話講座の再開の詳細についてお答えいたします。

まず講師につきましては、手話講座の指導歴のある方に依頼する方向で調整を進めていきます。募集期間は、新年度の生涯学習講座として、3月中旬から4月中旬にかけて、地区の回覧などで募集を行う予定です。

対象者は、町内在住の方または町内にお勤めの方。

講座の概要につきましては、開講の回数は全10回。1回当たり2時間程度。期間は6月から翌年3月までを予定しております。

開講条件につきましては、人数が5人に満たない場合は開講できないことがございますので、町民の皆様への周知のご協力をいただきたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） ありがとうございます。手話講座、ぜひ、たくさんの方が参加していただければありがたいなと思っています。

東京デフリンピックが今年の11月15日から25日まで開催されました。私もデフリンピックというのを今回初めて、こういうのがあるというのを知ったんですけど、歴史はパラリンピックより古く、聾者で、フランスのウジェーヌ・ルーベンス・アルケデュースの発案で開催されています。

大会は全てコミュニケーション、国際手話で行い、競技は、スタート音や審判の声による合図を視覚的に工夫する以外はオリンピックと同じルールで運営されています。

東京大会では、70から80か国、地域から約3,000人が参加しています。

デフリンピック運営委員会久松委員長は、「私が子どもの頃は、アスリートとして優れた能力があっても、耳が聞こえないという理由で活躍の場が与えられない時代だった。どんなに重い障害があっても、子どもたちが夢を持つことができる社会をつくりたい。そして情報コミュニケーションのバリアフリー化を進めたい。こうした願いを実現する大きな一歩にしていくのが、今回の東京デフリンピックだ」とコメントしています。

県の聴覚障害者協会は、11月、12月に、聴覚障害への理解を深めるイベントで、手話フェスを日南、えびの市、椎葉村で開いています。障害の有無に関係なく楽しめるスポーツ体験や字幕付きの読み聞かせなどを通じ交流を深め、共生社会の関心を深めてもらうとありました。

本町でも、11月15日にアリーナくにとみで、東京演劇集団風によりますバリアフリー演劇ジャンヌ・ダルク公演がありました。これですね、これです。

手話を中心とした演劇で、本当に私も今回手話を質問するということで福祉課に行ったら、こういうのがありますよということで、このチラシを、パンフをもらって参加したんですけど、本当にすごく感動しました。手話でジャンヌ・ダルクの、音声はあるんですけど、演劇があったん

です。本当にすごいなあと思って、福祉課の方にお礼を言いたいぐらいだったんです。

たくさんの方も来ていらっしやって、でも、まだまだ席が空いていまして、もっともっと多くの方に見てもらいたかったなと思っています。どれだけ本当に手話が大事かなというのを改めて思いました。

これは、無料だったんです。無料。11月29日には川南町でも同じ、おんなじ演劇があったんですけど、川南町は一般で2,500円料金が要ということで、本当にすごいもう感動しました。

やっぱりどんどんこういう、障害者云々関係なく、こういうのがどんどん告知されて、町民の皆さんにどんどん参加してもらおう。これは、アリーナくにとみで今回3回目だそうです。去年もあったということで、公演の方がいろいろ、公演してくださる方がいらっしやって、これが無料だということでありましたので、本当に感動しました。

福祉課長、これ参加してどんなでしたか。ちょっと感想だけ一言、お聞きしたいと思うんですけど、どんなです。課長。

○議長（穂寄 満弘君） 福祉課長。

○福祉課長（津留 慎義君） 私も11月15日土曜日、今言われるように、アリーナくにとみで開催されました手話劇ジャンヌ・ダルク、こちらを観劇させていただきました。

一言で言えば本当感動でした。私も初めてこうした手話を交えた演劇というのを見させていただいたんですけど、手話を交えた演劇であっても、何の違和感もなく、劇に引き込まれていきました。そういった内容の劇団員の演技力、そして演出には本当圧巻で、本当驚きの連続でありました。

この手話でのコミュニケーションにおいては、単に言葉だけではなくて、感情についても手話で伝達できないものはないんだなというふうに感じました。改めて、そういうふう理解することができるよい機会というふうになったというふうに思っております。

以上、簡単ですけど、感想として述べさせていただきます。

○議長（穂寄 満弘君） 近藤議員。

○議員（12番 近藤 智子君） ありがとうございます。すいません、課長、振りまして。

本当にすごく感動しました。本当に手話を通して、手話も本当に避難所とか、そういうところも手話ができる人がいるいないでは、絶対、障害者の方の対応も全然違ってくると思いますので、広く町民の方に手話を知っていただきたいなと思っています。

以上で、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（穂寄 満弘君） これで、近藤智子君の一般質問を終結します。

.....

○議長（穂寄 満弘君） ここで暫時休憩といたします。次の開会を2時25分といたします。

午後2時12分休憩

.....

午後2時23分再開

○議長（穂寄 満弘君） 休憩を閉じ、再開いたします。

最後に、武田幹夫君の一般質問を許します。武田幹夫君。

○議員（8番 武田 幹夫君） 皆さん、こんにちは。お疲れさまでございます。飯盛地区の武田幹夫です。本日もどうぞよろしくお願いいいたします。

まず、傍聴席には、最後まで残っていただきまして、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。何度ここに立っても、体がちょっとふるえておりますが、緊張のせい、年のせいかわかりませんが、今日は30分ほどお付き合いをください。よろしくお願いいいたします。

さて、まず、国政のことに触れざるを得ません。国民の願いであり、私も長く期待しておりました高市政権が誕生し、国のため、国民のために全力で取り組んでおられます。

また、就任早々から物価高対策に着手され、特にガソリン、軽油の暫定税率の廃止という、長年どの内閣でも実現できなかった課題が大きく前進し、ガソリンの暫定税率は2025年12月31日に廃止され、また、軽油の暫定税率も2026年4月1日に廃止される予定です。半世紀ぶりの暫定率の廃止になります。

地方に暮らす私たちにとって、燃料価格の負担軽減は暮らしを守る上で欠かせない支援であり、また、今後の物価高対策にも期待しているところであります。

一方で、日銀の金融政策決定会合が今月の18日と19日に開催されます。今週です。この会合では、政策金利を引き上げる、いわゆる利上げを実行するかどうかの大きな焦点になっております。もし利上げが行われれば、住宅ローンや事業資金の返済負担が増えることになり、多くの町民の暮らしに影響が及ぶことは避けられません。

特に地方では、家計に占めるローン返済の割合が高いご家庭が多く、利上げは生活に直結する重要な問題でもあります。さらに利上げは自治体の借入れの金利にも大きく影響し、町の財政運営にも少なからず影響を及ぼすことが懸念されます。

そして何よりも日銀が利上げに踏み切れば、現在政府が進めている物価高対策の効果が大きく相殺されます。そういうおそれがあり、国民生活にとって極めて深刻な影響を及ぼしかねません。国民生活を守るためには、金利を据置き、財政政策と連携しながら国益を最優先に進めていくことが重要ではないかと一般的には考えますが、マスコミ各社の報道では、0.25%利上げし、0.75%になるとの記事が多いようです。国民生活に直結する極めて重要な2日間になると考えております。

また、本町におきましても物価高対策として、水道料金の無料化、来年の3月まで延長していただいております。生活に直結する支援であり、町民の皆様にとって大きな安心につながっているものと考えております。

それでは、議長のお許しをいただいておりますので、質問に入りたいと思います。

まず、旧深年小学校跡地の売却についてお伺いをいたします。

旧深年小学校跡地の検討委員会が発足しておりますが、その進捗状況についてお伺いをいたします。

次に、地区集落の人口減少、少子化についてお伺いをいたします。

町内の中山間地域では、人口減少と少子化が加速をしております。地域の将来に大きな影響を及ぼすと考えております。地区が主体となって意見をまとめ、町へ提案できる仕組みとして、仮称ではございますが、「地区の未来を考える会」の発足はできないかお伺いをいたします。

以上、壇上からの質問を終わります。

○議長（穂寄 満弘君） 答弁を求めます。町長。

○町長（日高 利夫君） それでは、武田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、旧深年小学校売却検討委員会の進捗状況についてであります。

令和7年第2回定例会の一般質問で、検討委員となる地元住民の方の人数を4名から14名に増員し、今一度、あらゆる方面からの意見を聴取するとともに、協議を継続し、住民の理解が得られるようであれば、売却に向けて進めていきたいとお答えをしております。

その後の進捗状況といたしましては、8月28日に第3回目となる売却検討委員会を開催し、これまでの経緯や住民説明会を行った際の意見に対する町の対応策などについて説明したところ、委員の皆さんから売却に向けた同意をいただき、次回までに売却に向けた条件などを提示するような意見をいただいたところであります。

そこで、11月27日に第4回目となる売却検討委員会を開催し、売却の方法や売却に向けた条件、さらには今後のスケジュールなどについて説明したところ、購入希望があるのであれば早急に売却に向けた手続を進めてほしいという意見をいただいたところであります。

今後は、深年地区への回覧、ホームページへの掲載などを行い、相手方の募集に向けた手続を進めていきたいと考えております。

次に、地域活性化についてであります。

町内の中山間地域における人口減少、少子化の進行は、地域コミュニティーの維持や生活環境の確保に大きな影響を及ぼす重要な課題であると考えております。

このような中、町では、地域振興交付金を平成16年から開始し、区の親睦、安全、安心対策、福祉の増進、環境整備を支援し、町民自らが地域づくりの中心となり、触れ合いと元気のある地

域づくりを支援しているところであります。

ご提案の「地区の未来を考える会」につきましては、住民の皆様が主体的に地域の将来像を議論し、課題解決に向けて協働していく上で有意義な取組であると考えておりますが、そのような組織の発足に当たりましては、それぞれ地域の状況も違うことから、町が一方向的に促すのではなく、地域の自発的な動きを見守りたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 補足答弁はありませんか。

武田議員、続けてください。武田議員。

○議員（8番 武田 幹夫君） 町長、答弁ありがとうございました。

まず、旧深年小学校跡地の売却についてお伺いをいたします。

これまで地区の説明会で住民の意見を聞きながら、さらに検討委員会を立ち上げられ、議論を重ねた上で判断されたことは、深年地区の方々の思いを反映したものであり、大変意義のあるものと受け止めております。

検討委員会は何度も開催されたと伺っておりますが、特に8月と11月に開催された際に、具体的にどのような意見が出されたのかお伺いをいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 境田財政課長。

○財政課長（境田 伸一君） 8月と11月に検討会を行ったところでありますけども、まず8月に行った検討委員会では、初めて委員となられた方もいらっしゃいましたので、売却の方向となった経緯等をまず説明した上で、町の売却の方針、グラウンドは3分の1程度残し、有事の際の駐車場確保を図る、遊具を移設し子どもの遊び場を確保する、プールは売却せずに残しておく、などといったことを説明いたしました。

そうしましたところ、委員全員が賛成をされ、次回までに町の売却に向けた条件を提示してほしいとの意見をいただきました。

そこで、11月には入札の方法や募集の条件などを示させていただいたところ、グラウンドについては、最初は半分程度残す方向で相手方の募集を行い、その後、相手方との協議により面積は決定したほうがいいのかという意見が出されました。

また、町長答弁でもありましたが、購入希望の相手がいるうちに早急に売却の手続きを進めてほしいという意見も出されたところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 武田議員。

○議員（8番 武田 幹夫君） 今、町長も言われましたが、確認ですが、検討委員会で、早急に売却の方向でとの判断をされたということよろしいでしょうか。確認させてください。

○議長（穂寄 満弘君） 財政課長。

○財政課長（境田 伸一君） 委員さんのほうからは、そのときに、今後維持していくための費用や解体費用などの説明をしましたところ、購入希望の話があるうちに早急に進めてほしいという意見をいただいております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 武田議員。

○議員（8番 武田 幹夫君） 検討委員会では、検討委員会でのご意見では、課長が言われたとおり、グラウンドの半分を残してほしいということですが、前回6月議会の条件では、3分の1程度残して、駐車場と子どもの遊び場として残してほしいということでありました。そういうご意見だったと記憶しておりますが、こうした経緯を踏まえると、グラウンドの扱いにつきましては、購入を検討されている企業、個人の方々とできるだけ早い段階に丁寧に説明して、ご理解をいただきながら進めていくことが大切だということと考えております。

私も、二、三日、グラウンドの確認に行かせていただきました。校舎から向こうの道路側まで、私の歩数で90歩ちょっとだったと思います。私の歩数が1ydですから、90m前後ぐらいあるんでしょうか。その3分の1ですから、30m程度。また縦横のあれが、3分の1程度残せば、車もかなりの駐車スペースができ、子どもたちの遊び場も確保できるんじゃないかなと、私は、グラウンドを確認した時点で思ったところです。

購入側としてみれば、やはり運動場のせめて3分の2程度は欲しいのではないかというようなことを思っておりますので、十分、そこら辺の調整をしていっていただきたいというふうに思っております。

そこで、今後の売却やスケジュールについてお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（穂寄 満弘君） 財政課長。

○財政課長（境田 伸一君） 今後のスケジュールにつきましては、まず深年地区への回覧、さらにはホームページに公募する旨のお知らせなどを行い、その後、相手方の募集になりますが、担当課としましては、年度内にできれば募集を行いたいと考えております。

さらに、その後、仮契約の締結後に文部科学省への処分手続を行い、仮契約の議決を受けた後に本契約となりますので、今後6か月程度要するものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 武田議員。

○議員（8番 武田 幹夫君） ありがとうございます。さらにまた6か月程度かかるということで、仕方がないかなと思っておりますが、入札方法はプロポーザル方式と伺っております。売却価格については、どの程度見込んでおられるのかお伺いをしたいと思っておりますが、6月議会では、

令和5年度に行った鑑定評価額では土地が2,306万円、建物が2,234万円の合計4,540万円となっているようですが、その金額で売却されるのかちょっと分かりませんが、その分かる範囲でよろしいのでお伺いをいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 財政課長。

○財政課長（境田 伸一君） 売却価格につきましては、今後職員のみで構成をします価格検討委員会のほうで決定していくものになります。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 武田議員。

○議員（8番 武田 幹夫君） ありがとうございます。鑑定評価額が4,540万円ということですが、3,000万円前後で購入された場合でも、いずれは解体費用がかかるということでもあります。解体費用には7,000万円程度かかるということでありました。前回の質疑ではですね。アスベストが出た場合には、さらに1億円程度になるということで、3,000万円を買われた場合に、どっちにしろ解体費用が7,000万円、合計で1億円前後ぐらいの費用がかかることになります。そこら辺も考慮されて、ぜひ適正な価格で売却の方向で考えていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

この売却に当たり気になる点がございしますが、近年、外国資本による土地や建物の購入が全国的に広がっております。現在の町の条例等で外国資本による購入を規制することは可能なのか、また、必要に応じて新たな規約を設けるべきではないかと考えておりますが、さらに売却後に外国資本へ転売されることへの危惧もございしますが、この点について、町としてどのように対処されるのかお考えをお伺いをいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 財政課長。

○財政課長（境田 伸一君） 今回、今現在、公募型のプロポーザル方式による入札を予定しておりますが、外国資本による土地購入を全面的に禁止するということは、現在の日本の法律では難しいとされております。ただ、この問題につきましては、日本国内において非常に注目をされていますので、今後も国・県の動向を注視していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 武田議員。

○議員（8番 武田 幹夫君） ありがとうございます。まとめになりますが、この旧深年小学校跡地の売却につきましては、検討委員会でも売却の方向で決定されたということでもあります。条件等がその都度変化しているように感じておりますが、何度も言いますが、購入先の意向が変わらないうちに売却を進めるべきと考えております。

近年、都城では、外国資本による山林約700haの購入事例があります。この700haと言

ますと、東京ドーム150個分だそうですが、全国的に外国資本による土地や建物の取得が広がっております。

この問題は宮崎県議会でも、令和4年11月24日の一般質問で取り上げられております。また、都城市議会でも、令和5年9月12日の一般質問で取り上げておられるようでございます。

現在、日本の法律では、課長も言われましたが、外国資本の土地の取得に関する法律では、規制はできないということになっているようでございます。

町独自の規制や、条例や規則では、外国資本による土地の購入を直接制限することは難しいこととありますので、町としては、透明性の確保や国への要望を通じて地域を守る姿勢が必要であるというふうに思っております。

特に、ルールを守らない外国資本に渡ることのないよう、十分配慮した対応をお願いしたいと思います。旧深年小学校跡地については、以上で終わります。

続きまして、地区の集落、人口減少、少子化についてお伺いをいたします。

この質問もこれまで取り上げてまいりましたが、今回は視点を変えて質問したいと思っております。

人口減少、少子化だけの問題にとどまらず、今後、中山間地域の農地、建物の管理等の問題、地域の存続に関わる課題も出てくると思っております。行政の後押しだけでは限界があるのではと感じております。

これまでも行政には様々な事業に取り組んでいただいておりますが、人口減少や少子化の進行のほうが多く、十分な結果に結びついていないのが現状ではないでしょうか。

こうした現状を踏まえますと、地区の状況は地区の方々が一番よく知っておられますので、地区集落の皆様に主体的に考えていただき、町のほうへ提案書の提出など、幅広く意見を求める、意見を集める仕組みが必要ではないかと思っております。

冒頭でも申し上げましたが、仮称、「地区の未来を考える会」を立ち上げ、補助事業として支援することを検討していただきたいと思いますが、お考えをお伺いをいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 坂本総務課長。

○総務課長（坂本 透君） 町といたしましては、地域主体のまちづくり活動の支援は、一貫して重要と考えております。

新たに地区の未来を考える会の立ち上げを補助事業としてはどうかというご質問ですが、まず、趣旨・目的が同じであります地域振興交付金、この制度との整合性を整理する必要があるというふうに考えております。

その上で、会の目的や活動内容を明確にし、地域全体に効果が出る仕組みとして補助事業に位置づけが可能かどうか、まずは担当課のほうで研究してみたいというふうに思っております。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 武田議員。

○議員（8番 武田 幹夫君） ぜひ、研究から事業化していただけると幸いと思っております。

この八代北俣、南俣の少子化の状況は、極めて深刻な状況であると思っております。

前中別府町長にも、3回前後ぐらい、この議場で説明をさせていただきました。

その今現状と言いますと、簡単に説明をいたしますが、八代地区は26地区集落がございます。昨年6月1日現在のゼロ歳から6歳までの未就学の子ども数、子どもの人数が113名でした。今年は同日現在では98名になっております。15名減少しているということです。上に上がって、下がいないということです。

もちろん26地区当たりの平均人数も、昨年が4.34人でした。今年が3.76人に減少しております。

また、26地区のうち、24地区がゼロ歳から6歳までの子どもが10人以下ということです。26地区の中の24地区、全体の9割が八代地区はもう10人以下の地区集落になっているということでもあります。

さらに24地区の中で5人以下の地区集落は19地区に上っております。ということは8割が5人以下という、深刻な状況にあります。私はもう本当に、この状況は深刻な状況だと思って何度も質問をさせていただいております。

以上が八代地区における少子化の現状であります。

このような現状を踏まえますと、早急に何らかの対策を講じる必要があると考えております。

そこで重複するかもしれませんが、まずはモデル地区を設定し、重点的に事業を進めていくことが有効ではないかと考えますが、お考えをお伺いします。

○議長（穂寄 満弘君） 総務課長。

○総務課長（坂本 透君） モデルとなる区を参考に、ほかの地区にも波及効果を広げようという趣旨だと思います。

いずれにいたしましても、会を立ち上げようとする区や区民の理解や協力が大前提にはなると思います。

今後、区長を通じて、地域の皆様からのご意見も伺ってしながら、支援の在り方について、まず課のほうで研究をしてみたいと思います。

以上、お答えします。

○議長（穂寄 満弘君） 武田議員。

○議員（8番 武田 幹夫君） 今の課長答弁は前向きな答弁だと思っております。ぜひモデル地区での事業を進めていただきたいと考えております。

町でも、町長から先ほど言われました、平成16年から地域振興交付金により地域づくりを支援してこられました。今回私が提案いたしますのは、町全体ではなく、特定の地域を対象とした重点的な取組であります。ですから、町全体でやるということではありません。

そこで、どのように進めるべきか、参考までに提案をさせていただきたいというふうに思いますが、人口減少や少子化が深刻に進む中、モデル地区の対象は、八代、北俣、南俣、西部地区の中でも、特に少子化が明確に進んでいる地区を優先して決定することが望ましいと考えます。

まず、モデル地区として10地区ほど確保した上で、その地区における会議や活動を進めていってはお考えしております。事業を進めるための予算として、活動に必要な経費として、1モデル地区当たり約5万円から10万円程度の補助としてはと提案をさせていただきたいと思っております。

では、どのように、誰が活動を支援するかという点でございますが、今年度、集落支援員の国費導入が可能か分かりませんが、集落支援員の導入を2名程度必要に応じて人材を確保していただいて、モデル地区の推進や地区との意見交換、課題の整理、提案書の作成など、支援が行える体制を検討していただくことも重要ではないかと考えます。

行政と住民が協力して取り組む仕組みが地域の将来にとって大きな力になると思っております。ぜひ、仮称「地区の未来を考える会」の立ち上げについてご検討させていただきたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、この関連につきまして、福祉課と社会教育課に質問したいと思います。

近年、地区で開催されてきた敬老会が減少しつつあります。高齢者の交流機会が失われ、地域のつながりの弱体化が懸念をされております。敬老会は世代を超えた交流の場として大変意義深いものと考えます。現状はどのような対応をしているのかお伺いをいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 津留福祉課長。

○福祉課長（津留 慎義君） それでは、お答えしたいと思います。

敬老会につきましては、議員が言われますとおり、世代間の交流の場でありまして、また、長年にわたり地域や社会に貢献してこられました高齢者に対して敬意を表するとともに、長寿を祝う場として、これまで多くの地区で開催をされてきました。

近年の実施の状況でありますけれども、平成30年度は35地区、令和元年度は27地区でありましたが、コロナ禍となりました令和2年度から令和4年度の3年間は実施地区がありませんで、令和5年度が7地区、令和6年度が6地区、そして今年度が7地区が実施をしております、減少している状況であります。

町の対応としまして、開催する地区に対しましては、お祝いの品を贈呈するとともに、要請がありました地区に対しましては、職員を派遣するなど対応させていただいているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 武田議員。

○議員（8番 武田 幹夫君） 今、国富町内も7地区と課長が言いましたが、本当に少なくなっているんですね。こういうことの影響で、私はこの地区のまとめ、そういう先輩から後輩への伝統ですね、伝統文化の継承なんかも薄れてきてるのではないかなというふうに感じるところです。

町としては、今後、敬老会を再び、また少しでも盛り上げていただくための何らかの支援を要望しておきたいというふうに考えております。

次に、社会教育課にお伺いをいたします。

地区でのスポーツ大会や運動会は、子どもから高齢者まで幅広い世代が参加できる地域行事でありました。健康づくりや世代間交流の促進に大きな役割を果たしてきました。近年の開催状況をお伺いをいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 桑畑社会教育課長。

○社会教育課長（桑畑 武美君） 社会教育課で所管しております地区体育会の現状についてお答えいたします。

旧小学校区を単位とする6つの地域で組織されております地区体育会につきましては、令和元年度では、年間を通じて、ミニバレー、ソフトボールなどの計5競技13大会が開催され、地域の健康づくりやコミュニティーづくりに貢献いただいております。

しかしながら、新型コロナ感染拡大後、団体でのスポーツ離れの傾向は強まり、令和6年度では、森永、八代の2つの地区体育会が活動を休止し、この地区体育会で行われておりました5つの大会が中止となっている状況です。

今後は、これまでと違う内容や方法等で地域の健康づくりやコミュニティーづくりに貢献できないか、スポーツ推進委員協議会や各協議団体等と協議しながら方策を検討していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（穂寄 満弘君） 武田議員。

○議員（8番 武田 幹夫君） ちょうど時間のほうも4分30秒となりまして、まとめにはちょうどいい時間となりました。

まとめになりますが、地区の行事である敬老会やスポーツ大会などの衰退は、地域のつながりを弱め、結果として人口減少や少子化の進行にも影響を及ぼしているのではないかと考えております。

人口減少や少子化、さらには地域行事の衰退など課題は複雑であり、住民だけの力では解決で

きない難しい状況にあると思っております。解決が難しい状況だからこそ、行政が住民の声を丁寧を受け止めながら、補助事業として制度的に支援する具体的な方策を示して実行していただくことが不可欠であると考えております。

こういうご時世だからこそ、行政と各地区が手を組み合い、町の将来に直結する重要な課題として責任を持って取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

今回提案をさせていただきました「地区の未来を考える会」の立ち上げについては、ぜひ前向きに検討をお願いをいたしたいと思っております。

最後に、町長のお考えを一言だけお聞かせいただければと思いますが、どうでしょうか。通告外でございますが、すみません。

○議長（穂寄 満弘君） 町長。

○町長（日高 利夫君） 突然の御質問ですので、事前に考えてきたわけではありませんが、私は毎年、武田議員と御一緒に森永地区の敬老会に呼ばれておりますので、時間の都合がつく限り必ず出席をさせていただきます。

私は嵐田地区出身ですが、敬老会がなくなった日は、20年ぐらい前だったかなと思いますね。敬老の方々から敬老会の廃止を申し出られたと記憶しています。例えば敬老会では、出し物をしなくちゃいけないじゃないですか。婦人会とかですね。高齢者の皆さんは、自分たちのために練習までしてもらって、いろいろ踊りをやったりとかしてくれている。それを、気の毒だというようなことで、もう自分たちからも遠慮させてくれというような、私は、そういう思いを持っております。これは、すみません、うちの長老の河野議員がおられますので、ちょっと違うかもしれませんが、私はそういうつもりで聞いておりました。

できれば、私はいつも思っているのは、高齢者の皆さんもう少し外に出て運動をしてもらいたいというのが物すごくあります。特に今いろんなところで言っているのはゴルフです。女性の皆さんにゴルフをどんどんやってもらって、丸五にどんどん行ってもらう、女性の皆さんが行かれば、ちょっと割安でできるとか、国富町にせっかくゴルフ場があるんで。やっぱり1年間を通して、ああいうところで、歩きながら外に出てやるということは、気持ちの上で物すごく元気になりますし、本来そういう人はたくさんおられるはずですけども、なかなか外に出ていかれない。介護保険の問題も、後期高齢者の問題も、国民健康保険の問題も、やっぱり全ての原点は健康であるということ。健康であるということは、気持ちが元気でないといかんということです。前向きな気持ちを。ですから、今、この時代になって、武田議員がこういうことで質問していただくというのは非常に助かるかなと思っております。

ただ、そういう問題のときに、よくよくやっぱりちょっと今心配されるのは、今日、中村議員のイルミネーションの話もありました。いろんなことをやるときに役場の職員がそこに手伝って

もらわないとできないとか、今まではそういうこともいろいろあったですね。そこ辺でやっぱり職員まで借り出してやるというようなことになったりするとちょっと問題もあるかなと思います。私はそういうことがもし皆さんの中からあれば、これは役場の職員も地元にいる人間、地元にいる職員なら、要請があればどんどん時間外を出してでも、そういうことは手伝いをさせていただきたいなと思っています。

私は基本的に、今、突然質問を受けまして、この中で話はしましたけれども、もし、そういうことで、モデル的に武田議員が率先してつくっていただけるなら、これは全面的に支援をしたいと思いますので、ぜひ前向きにそういう話が進むように、進めていただきますように、どうぞよろしくお願いします。

○議長（穂寄 満弘君） 武田議員。

○議員（8番 武田 幹夫君） 最後に、町長に指名してよかったです。ありがとうございます。

以上で、私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長（穂寄 満弘君） これで、武田幹夫君の一般質問を終結します。

日程第2. 議案第40号

○議長（穂寄 満弘君） 続きまして、日程第2、議案第40号「令和7年度国富町一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号「令和7年度国富町一般会計補正予算（第3号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（穂寄 満弘君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第40号「令和7年度国富町一般会計補正予算（第3号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第41号

○議長（穂寄 満弘君） 日程第3、議案第41号「令和7年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号「令和7年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（穂寄 満弘君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第41号「令和7年度国富町綾川雑用水管理事業特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第42号

○議長（穂寄 満弘君） 日程第4、議案第42号「令和7年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 討論なしと認めます。

これから、議案第42号「令和7年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（穂寄 満弘君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第42号「令和7年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第43号

○議長（穂寄 満弘君） 日程第5、議案第43号「令和7年度国富町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 討論なしと認めます。

これから、議案第43号「令和7年度国富町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（穂寄 満弘君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第43号「令和7年度国富町介護保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第44号

○議長（穂寄 満弘君） 日程第6、議案第44号「令和7年度国富町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 討論なしと認めます。

これから、議案第44号「令和7年度国富町水道事業会計補正予算（第2号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（穂寄 満弘君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第44号「令和7年度国富町水道事業会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第45号

○議長（穂寄 満弘君） 日程第7、議案第45号「令和7年度国富町下水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（穂寄 満弘君） 討論なしと認めます。

これから、議案第45号「令和7年度国富町下水道事業会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（穂寄 満弘君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第45号「令和7年度国富町下水道事業会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

————— • ————— • —————

○議長（穂寄 満弘君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

よって、本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後3時09分散会

—————